

第22回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 平成28年4月6日(水)
午前9時30分～12時00分
会 場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 サファイア

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

- (1) さいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価
事後調査書(その2:工事中第2回目)について
- (2) さいたま市環境影響評価技術指針の改正について
- (3) その他

5 閉 会

《会議資料一覧》

〈配布資料〉

- 資料1 第22回さいたま市環境影響評価技術審議会
出席者名簿及び座席図
- 資料2 対象事業の概要及び環境影響評価手続状況
- 資料3 さいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価事後調査書
について
- 資料4 さいたま市環境影響評価技術指針の改正について
- 資料5 さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿（第7期）

〈貸出資料〉

- さいたま市新クリーンセンター整備事業 環境影響評価 事後調査書
（その2：工事中第2回目）
- さいたま市新クリーンセンター整備事業 環境影響評価 事後調査書
（その2：工事中第2回目）概要版
- さいたま市環境影響評価技術指針

第22回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

日時 平成28年4月6日(水)
午前9時30分～12時00分
会場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 サファイア

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

永澤 明	会 長	岩崎 久雄	委 員
大塚 壮一	委 員	窪田 陽一	委 員
木幡 邦男	委 員	四ノ宮 美保	委 員
渡辺 愛子	委 員	渡辺 季之	委 員

2 都市計画決定権者

【さいたま市都市局都市計画部都市計画課】

課 長 本多 建雄

3 事業者

【さいたま市環境局施設部環境施設課】

施設部長 堀内 二郎	課 長 大川 明宏
課長補佐 田中 賢行	主 査 関根 繁
技 師 小山 佑介	

4 委託会社

【八千代エンジニアリング株式会社】

課 長 村山 拓也	主 任 沼田 健一郎
副主任 小坂 奈月	

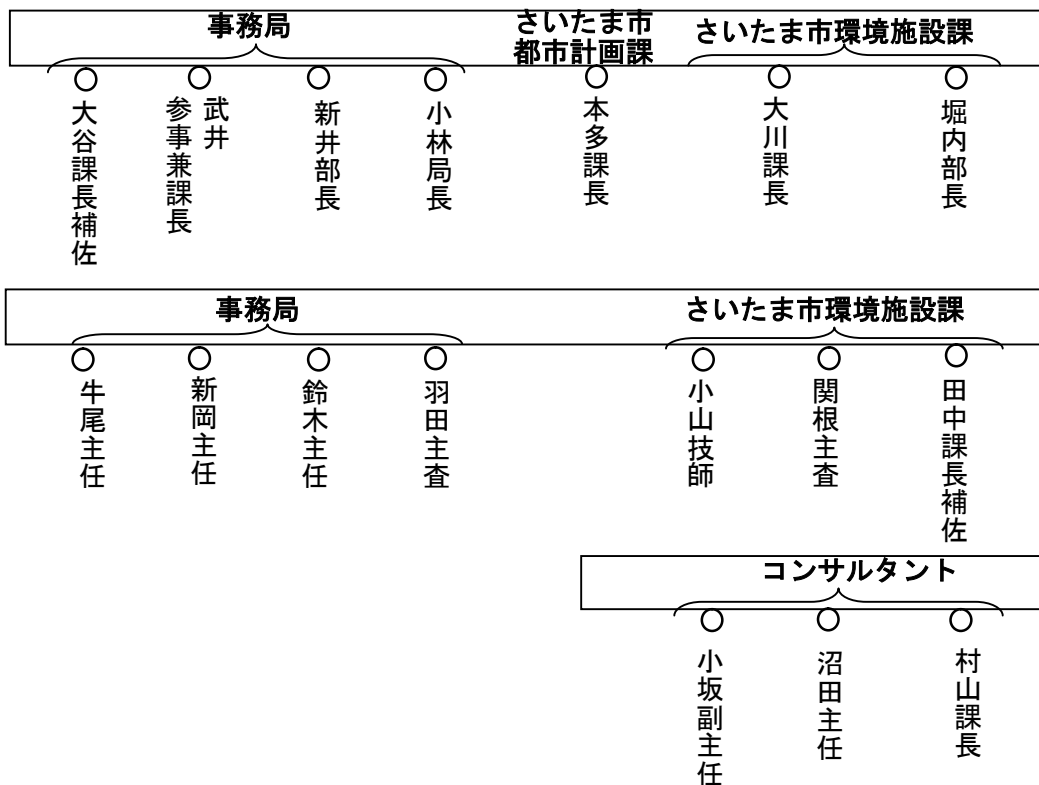
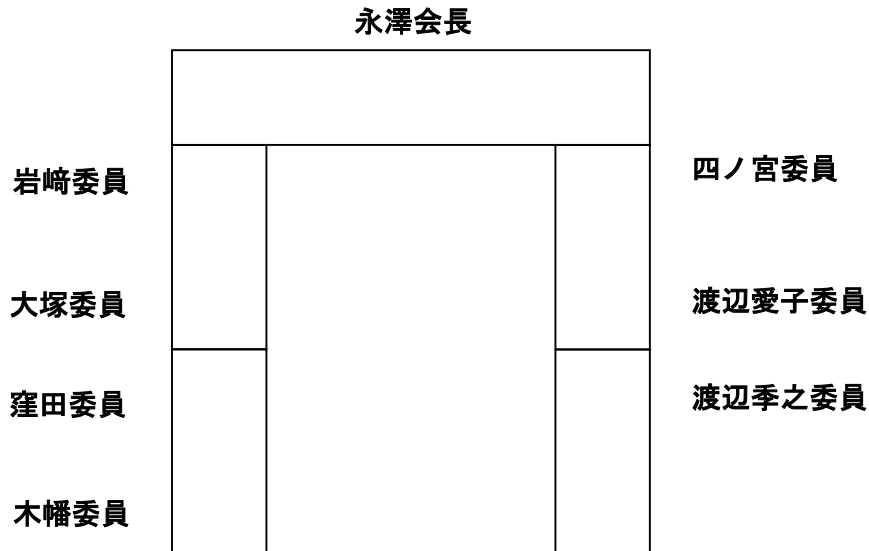
5 事務局

【さいたま市環境局環境共生部環境対策課】

環境局長 小林 盛遠	環境共生部長 新井 仁
参事兼環境対策課長 武井 誠	課長補佐 大谷 卓
主 査 羽田 将司	主 任 新岡 真砂代
主 任 鈴木 慎一	主 任 牛尾 知子

第22回さいたま市環境影響評価技術審議会 座席図

日 時 平成28年4月6日(水)
 午前9時30分～12時00分
 場 所 ホテルブリランテ武蔵野
 2階 サファイア



傍聴席・記者席

さいたま市新クリーンセンター整備事業概要及び環境影響評価手続状況

平成28年4月現在

対象事業名		さいたま市新クリーンセンター整備事業	
都市計画決定権者の名称		さいたま市（都市局都市計画部都市計画課）	
事業の種類		廃棄物処理施設の建設	
実施場所		さいたま市桜区新開4丁目2番1号	
事業規模		処理方式:シャフト式ガス化溶融 処理能力:380t/日(190t×2炉(24時間連続)) 対象事業実施区域の面積:約 60,800 m ²	
関係市		戸田市、朝霞市、志木市及び富士見市	
手 続 状 況	調査計画書	受理	平成20年 1月 8日
		公告・縦覧	平成20年 1月21日～ 2月20日
		市長意見	平成20年 5月30日
		内容変更に係る 調査計画書受理	平成20年 8月28日
		公告・縦覧	平成20年11月25日～12月25日
		市長意見	平成21年 1月23日
	準備書	受理	平成22年 5月10日
		公告・縦覧	平成22年 5月17日～ 6月17日
		技術審議会	平成22年11月 5日
		市長意見	平成22年11月22日
	評価書	受理	平成23年 3月10日
		公告・縦覧	平成23年 4月 1日～ 4月15日
		事業着手	平成23年 6月13日
	(その1) 事後調査書	受理	平成25年 2月26日
		公告・縦覧	平成25年 3月11日～ 4月11日
		技術審議会	平成25年 5月27日
		市長意見	平成25年 6月19日
	(その2) 事後調査書	受理	平成27年12月24日
		公告・縦覧	平成28年 1月12日～ 2月12日
		技術審議会	平成28年 4月 6日
市長意見		平成28年 4月26日(期限)	
その他		事後調査書に対する市民等からの意見書 受付期間:1月12日から2月26日まで 提出状況:なし	

さいたま市新クリーンセンター整備事業 環境影響評価事後調査書(その2:工事中第2回目)について

1. 事後調査書の構成

- 序章 事後調査書の目的と経緯
- 第1章 都市計画決定権者の名称等
- 第2章 都市計画対象事業の名称、目的及び概要
- 第3章 関係地域
- 第4章 事後調査の結果
- 第5章 事後調査の結果の評価
- 第6章 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の措置等
- 第7章 事後調査の受託者の氏名及び住所
- 付属資料

2. 各章の内容

序章 事後調査書の目的と経緯

調査書 p1

1 事後調査書の目的

本図書は、「さいたま市環境影響評価条例」(平成15年、条例第32号)に基づき、平成23年3月10日付けで市長に提出した「さいたま市新クリーンセンター整備事業 環境影響評価書」(以下、「評価書」という。)の「第13章 事後調査の計画」(以下、「事後調査計画」という。)にある事後調査を実施し、その結果をとりまとめたものです。

2 事後調査書作成までの経緯

今回の事後調査は、新クリーンセンターの建設工事を対象としており、新クリーンセンター建設工事に着手した平成24年6月から、工事を完了した平成27年3月までを調査時期としました。

今後は、評価書に記載した事後調査計画に基づき、供用を開始した平成27年4月から平成28年3月までを調査期間として、供用時における事後調査を実施し、事後調査書(その3)として報告する予定です。

第1章 都市計画決定権者の名称等

調査書 p5

- 名称: さいたま市
- 代表者: さいたま市長 清水勇人
- 所在地: 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

第2章 都市計画対象事業の名称、目的及び概要

調査書 p5

2.1 都市計画対象事業の名称

- 名称: さいたま市新クリーンセンター整備事業
- 種類: 廃棄物処理施設の建設

2.2 都市計画対象事業の目的

さいたま市では、「さいたま市一般廃棄物処理基本計画(平成18年3月)」における基本施策の一つとして「施設の整備・検討」を掲げており、「さいたま市環境基本計画(平成16年1月策定)」では、新たな焼却施設を整備することで地域偏在を解消し、効率的な収集・運搬システムの構築を目指しています。また、効率的な熱回収を行うと同時に、最終処分量の抑制を図るため、焼却灰の資源化を行うために新たに資源化施設を整備し、今後の資源物の増加に対応する必要があります。

本事業は、これら基本計画の実現を目的として実施したものです。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

調査書 p5

本事業の事業実施区域は、隣接する秋ヶ瀬会館用地を含む約60,800㎡であり、そのうち都市計画決定区域は約55,300㎡です。

新クリーンセンター建設工事を開始した平成24年6月と、全ての工事を完了した平成27年3月における事業実施区域の状況を写真1に示します。



写真1 事業実施区域の状況

2.4 都市計画対象事業の規模

調査書 p8

本事業の計画施設の諸元は、表1に示すとおりです。

本事業では熱回収施設とともに、不燃ごみ・粗大ごみの破碎及び缶・びん等の選別処理を行うリサイクルセンターと、熱回収施設で発生した熱を利用した管理・余熱体験施設を併設しました。

表1 本事業の規模等

計画施設		規模等
新 ク リ ー ン セ ン タ ー	熱回収施設	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする廃棄物: 市内で発生するもえるごみ、併設するリサイクルセンターからの破碎可燃・破碎不燃、可燃残渣及び不燃残渣、市の他施設からのし尿汚泥・主灰^{注1)}・破碎不燃、飛灰^{注2)} ・処理方式: シャフト式ガス化溶融 ・処理能力: 380t/日(190t×2炉(24時間連続)) ・稼働日数: 280日/年以上(1炉あたり)(1炉運転時171日/年、2炉運転時184日/年を想定) ・年間全炉休止日数: 14日/年以内
	リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ①破碎設備 <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする廃棄物: もえないごみ(粗大ごみ含む) ・処理能力: 28t/日(5時間/日稼働) ・稼働日数: 250日/年以上 ②選別設備 <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする廃棄物: 缶(スチール缶、アルミ缶)、びん、ペットボトル、食品包装プラスチック ・処理能力: 63t/日(5時間/日稼働) ・稼働日数: 250日/年以上
	管理・余熱体験施設	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積: ・環境啓発ゾーン: 2,000㎡程度 ・余熱体験ゾーン: 4,000㎡程度

注1) 焼却炉の炉底に落下した灰分。

注2) ごみなどを燃やして処理する際に発生する灰のうち、排ガス出口の集塵装置によって集められたばいじん、ボイラーなどに付いて払い落とされたばいじんの総称。

2.5 都市計画対象事業の実施期間

調査書 p9

本事業供用開始までの工事工程の実績を表2に、今回報告する事後調査の対象とした工事期間を赤枠線で示します。

新クリーンセンター建設工事に先行して、平成23年度から平成24年度までに、旧し尿処理施設解体撤去工事及び旧埋立処分場適正閉鎖工事の第1期工事を行いました。平成24年度より新クリーンセンター建設工事に着手し、平成26年度には熱回収施設やリサイクルセンターの試運転及び旧埋立処分場適正閉鎖工事の第2期工事を行い、平成27年3月までにすべての工事を完了しました。

表2 全体工程表（実績）

項目	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
旧し尿処理施設解体撤去工事	■			■																			
旧埋立処分場適正閉鎖工事	■			■			— 一時休止 —			■			浸出水処理開始										
新クリーンセンター建設工事				■			■			■			供用開始										
				■			■			■			供用開始										
							■			■			供用開始										

2.6 都市計画対象事業の工事概要

調査書 p10

平成24年6月から新クリーンセンター建設工事として、熱回収施設及びリサイクルセンター建設工事に着手し、平成24年度は、主に杭・土工事及び地下躯体工事を実施し、平成25年度は、主にプラント機器の設置工事や外装工事を行いました。また、平成25年11月から管理・余熱体験施設建設工事に着手し、平成26年度にかけて土木・建築工事を行いました。

平成26年度は、当初からの計画通り7月に受電し、11月からは実際にごみの処理をしながら熱回収施設やリサイクルセンターの試運転調整を行いました。その後、平成27年1月にごみ処理施設の処理能力等の性能を確認し、平成27年3月にすべての工事を完了しました。

なお、旧し尿処理施設解体撤去工事及び旧埋立処分場適正閉鎖工事の第1期工事の事後調査結果は事後調査書（その1）としてとりまとめ、環境影響評価条例に基づく手続きを完了しています。

第3章 関係地域

調査書 p21

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「さいたま市環境影響評価条例」第7条第2項（施行規則第4条別表第2）に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3.0キロメートル以内の地域」を基準として設定しました。関係地域は、さいたま市、戸田市、朝霞市、志木市及び富士見市のそれぞれ一部が含まれます。

第4章 事後調査の結果

調査書 p23

事後調査計画では、表3に示す時期を事後調査の実施対象としています。

今回の事後調査のうち環境調査については、新クリーンセンター建設工事（熱回収施設建設工事、リサイクルセンター建設工事、管理・余熱体験施設建設工事）の工事中で対象となる「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質」、「水象」、「動物」、「植物」、「地域交通」を実施し、新クリーンセンター建設工事に着手した平成24年6月から、全ての工事を完了した平成27年3月までの期間に実施した調査結果を記載しました。これらの事後調査（環境調査）の調査内容は表4に、事後調査（環境調査）の調査地点は図1にそれぞれ示すとおりです。

表3 事後調査の対象と今回の事後調査の位置付け

事後調査の実施対象	調査時期	今回の報告及び今後の予定
①旧し尿処理施設解体撤去工事及び旧埋立処分場適正閉鎖工事の施行中に実施するもの	平成23年5月～平成24年6月	平成25年2月報告済
②熱回収施設建設工事、リサイクルセンター建設工事、管理・余熱体験施設建設工事の施行中に実施するもの	平成24年6月～平成27年3月	○
③計画施設供用時に実施するもの	平成27年4月～平成28年3月	平成28年度報告予定

注）調査時期の括弧内の年月は予定時期を示す。

表4 事後調査（環境調査）の調査内容

調査項目			調査時期
大気質	二酸化窒素	建設機械の稼働に伴う大気質への影響	平成26年5月23日～29日
	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事用車両の走行に伴う大気質への影響	平成24年12月5日～11日 平成25年3月7日～13日 平成25年7月3日～9日 平成25年11月7日～13日
	交差点交通量	工事用車両の走行に伴う大気質への影響	平成24年12月5日～6日
騒音	建設作業騒音	建設機械の稼働に伴う騒音への影響	平成25年3月7日
	自動車交通騒音 交差点交通量	工事用車両の走行に伴う騒音への影響	平成24年12月5日～6日
振動	建設作業振動	建設機械の稼働に伴う振動への影響	平成25年3月7日
	自動車交通振動 交差点交通量	工事用車両の走行に伴う振動への影響	平成24年12月5日～6日
水質	BOD、SS、T-N、T-P、pH、 n-ヘキサン抽出物質、健康項目、 ダイオキシン類	工事の施行に伴う公共用水域の水質への影響	平成25年3月7日
	・地下水環境基準項目 ・ダイオキシン類 ・TOC、BOD等の有機性汚濁 に関する項目	工事の施行に伴う地下水の水質への影響	平成25年3月7日
水象	地下水の水位	工事の施行に伴う水象への影響	平成25年3月12日～13日
動物	保全すべき種（猛禽類）	工事の施行に伴う動物への影響	平成25年6月4日～ 平成27年3月31日
植物	保全すべき種（ミゾコウジュ、 ゴマギ、アマナ）	工事の施行に伴う植物への影響	平成24年5月8日～ 平成27年3月26日
地域交通	交差点交通量	工事用車両の走行に伴う地域交通への影響	平成24年12月5日～6日

第5章 事後調査の結果の評価

事後調査の結果の評価は表5(1)～(3)に示すとおりであり、本工事に起因すると考えられる影響は軽微であり、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと考えます。

表5(1) 事後調査の結果の評価

項目	予測結果と事後調査結果との比較及びその考察
大気質	<p><建設機械の稼働に伴う大気質への影響（二酸化窒素）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測地点（着地濃度が最大となる敷地境界南側）における二酸化窒素の事後調査の期間平均値は0.016ppmであり、予測結果を下回った。 ・事後調査期間の日平均値の最高値は0.026ppmであり予測結果及び評価指標値を下回った。
	<p><建設機械の稼働に伴う大気質への影響（粉じん）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働に係る環境保全措置は全て実施していることから、工事中の粉じんの状況は予測結果を下回ったものと考えられる。 ・粉じんに影響を及ぼす建設機械の稼働台数については、事後調査の実績では評価書作成時点の想定台数を下回ったことから、影響の低減が図られたものと考えられる。
	<p><工事用車両の走行に伴う大気質への影響（二酸化窒素）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路沿道の現地測定値に工事用車両による計算値を加算する予測手法（予測1）と事後調査結果を比較すると、調査地点（田島八丁目停留所付近、櫃沼子供広場付近）の期間平均値は何れも予測結果を下回った。 ・これに対し、通常用いるバックグラウンド濃度に工事中の基礎交通量及び工事用車両による計算値を加算する予測手法（予測2）と比較すると、田島八丁目停留所付近の期間平均値は予測結果を上回ったが、櫃沼子供広場付近では予測結果を下回った。田島八丁目停留所付近で予測結果を上回ったのは、評価書作成時点と同様に、同地点は交差点及びバス停が近く、信号待ちの車両からのアイドリング時及び発進時の排ガスにより二酸化窒素が比較的高濃度となる状況であったためと考えられる。
騒音	<p><工事用車両の走行に伴う大気質への影響（浮遊粒子状物質）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同様に道路沿道の現地測定値に工事用車両による計算値を加算する予測手法（予測1）と、通常用いる予測手法（予測2）と事後調査結果を比較すると、何れも調査結果は予測結果及び評価指標値を下回った。 ・事後調査結果が予測濃度及び評価指標値を下回ったのは、工事用車両及び基礎交通量（一般の車両）の減少及びバックグラウンド濃度の低下によるものと考えられる。
	<p><建設機械の稼働に伴う騒音の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査結果の最大値は69dB(A)であり、予測結果及び評価指標値を下回った。 <p><工事用車両の走行に伴う騒音の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・田島八丁目停留所付近では、事後調査結果は工事用車両の走行する時間帯で70dB(A)であり、予測結果を下回り、評価指標値と同等であった。 ・櫃沼子供広場付近では、事後調査結果は工事用車両の走行する時間帯で66dB(A)であり、予測結果と同等だったが、評価指標値を1dB(A)上回った。 ・工事用車両台数については、事後調査の実績は評価書作成時点における想定台数を下回ったことから、影響の低減が図られたものと考えられる。
振動	<p><建設機械の稼働に伴う振動の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の最大値は53dBであり、予測結果及び評価指標値を下回った。
	<p><工事用車両の走行に伴う振動の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・田島八丁目停留所付近及び櫃沼子供広場付近における振動レベルの時間最大値は何れも48dBであり、予測結果及び評価指標値を下回った。

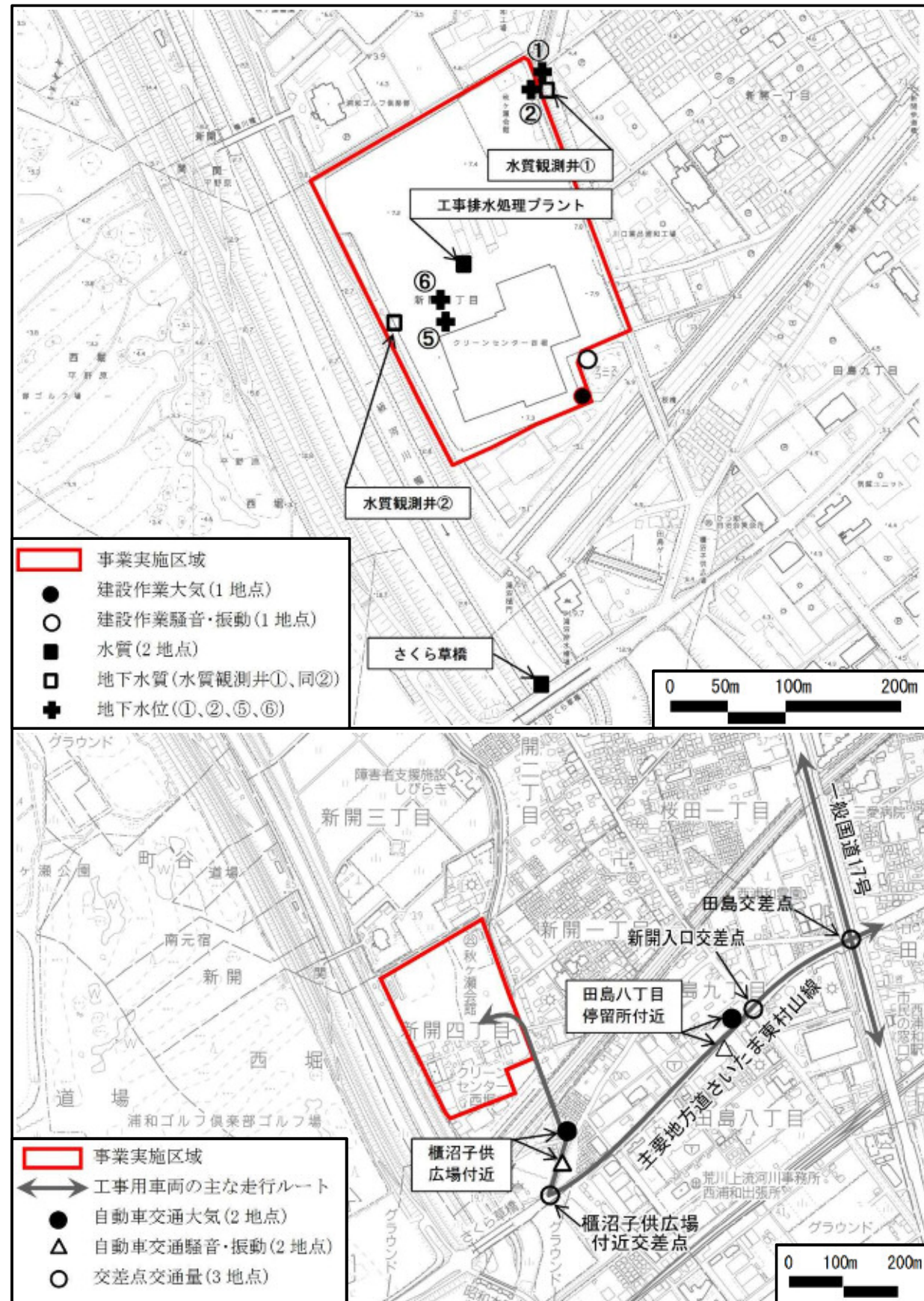


図1 事後調査（環境調査）の調査地点

表5(2) 事後調査の結果の評価

項目	予測結果と事後調査結果との比較及びその考察
水質	<p><工事の施行に伴う公共用水域の水質への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全措置に係る事後調査では、各種の工事排水は、予測結果どおり集水施設を通じて工事段階毎に設置した処理プラントにおいて排水基準や自主規制値を下回る濃度まで処理していることを確認し、公共用水域に放流した。 さくら草橋における河川水質の調査結果は、工事の施行開始前より環境基準を超過していた生物化学的酸素要求量を除く全ての項目について環境基準を超過することはなかった。 排水処理プラントの排水口における調査結果は、全ての項目について排水基準を超過することはなかった。
	<p><工事の施行に伴う地下水の水質への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水質の事後調査結果は、全ての項目について環境基準を超過することはなかった。
水象	<p><工事の施行に伴う水象への影響（地下水の水位）></p> <ul style="list-style-type: none"> 鉛直遮水壁外側の北側の地点における地下水位は概ね予測結果と一致し、南側の地点では予測結果よりも高かったことから、工事に伴う地下水位の低下は生じなかった。 ごみピット周辺の山留壁先端は難透水層であるAc3層(第3粘土層)より深い深度まで到達しているため、工事に伴う地下水位の影響は低減されたものと考えられる。
土壌	<p><工事の施行に伴う土壌への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 予測条件として設定した旧埋立処分場の適正閉鎖工事における旧埋立処分場周囲の鉛直遮水壁は工事計画どおり設置した（事後調査書その1）。 旧埋立処分場の掘削土壌は場外へ搬出することはなく、廃棄物層を含むおそれのある土壌を掘削する際には即日埋め戻す等による土壌の飛散防止のための環境保全措置を実施したことから、影響は低減されたものと考えられる。
地象	<p><工事の施行に伴う地象への影響（土地の安定性の変化）></p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削箇所では、予測条件とした工事計画のとおり「山留め設計施工指針」等を満たす構造の山留壁を設置した。 擁壁については、「建築基準法」及びさいたま市の「がけ・擁壁に関する技術基準」等に基づく強度とした土羽打ちとし、盛土面は、国土交通省の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」に準拠して施工したことから、土地の安定性は確保されたものと考えられる。
	<p><工事の施行に伴う地象への影響（地形・地質の改変）></p> <ul style="list-style-type: none"> 秋ヶ瀬会館用地等は、工事計画のとおり現状面を維持し、その他の盛土面積及び切土面積は予測結果と同様であった。 本事業実施区域は、旧し尿処理施設及び旧埋立処分場跡地を利用することにより地形・地質の改変量を最小限としたものであり、工事の施行によって失われた貴重な地形・地質はなかった。
動物	<p><工事の施行に伴う動物への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査対象の猛禽類のうち、オオタカ、ミサゴ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、ハヤブサについては繁殖を示唆する行動はみられなかったものの、これらの種が確認された区域は本事業の実施により直接改変することはないため、生息環境は保全されていると考えられる。 チョウゲンボウについては繁殖を示唆する行動もみられたが、繁殖の継続性は不明であった。本種が数多く確認された範囲は、荒川左岸の河川区域内であったが、これらの生息環境は事業の実施により直接改変することはないため、生息環境は保全されていると考えられる。
植物	<p><工事の施行に伴う植物への影響> (別紙写真参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> アマナ及びミゾコウジュについては、平成23年6月に隣接するさいたま市クリーンセンター西堀敷地内等に仮移植し、その後それぞれの花期である3月及び5月に生育を確認している。また、これら2種は、平成27年3月に桜環境センター内のビオトープに本移植している。 ゴマギについては、工事前の平成23年5月に行った自生個体の確認調査時には既に本種の生育が確認されなかった。

表5(3) 事後調査の結果の評価

項目	予測結果と事後調査結果との比較及びその考察
自然とのふれあいの場	<p><工事の施行に伴う自然とのふれあいの場への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴い発生する粉じん及び二酸化窒素、騒音の事後調査結果は、先に示したとおり予測結果及び評価指標値を下回った。 建設機械の稼働に伴う粉じん、二酸化窒素、騒音を対象とした環境保全措置は全て実施していることから、自然とのふれあいの場に与える影響は軽微と考えられる。
	<p><工事用車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業では対象となる環境保全措置を全て実施していることを確認した。 工事用車両による交通量や交通流への影響が想定されたさいたま東村山線では、田島交差点及び新開入口交差点における流入交通量は、櫃沼子供広場付近も含めピーク時及び24時間とも予測結果を下回り、交差点流入交通量に占める工事用車両の影響割合についても予測結果を下回った。
廃棄物等	<p><既存建築物等の解体撤去に伴う廃棄物></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存建築物等の解体撤去に伴う廃棄物の発生量は予測結果を下回り、再資源化率については、廃プラスチック類を除く全ての廃棄物で予測結果を上回った。 解体撤去時に発生するダイオキシン類を含む汚泥及び廃石綿等については、予測結果どおり特別管理産業廃棄物として、石綿成形板等については石綿含有産業廃棄物として適正に処理していることから、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものとする。
	<p><建設工事に伴う廃棄物></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事に伴う廃棄物の量は予測結果を上回ったが、全工事期間において現場内での分別保管を実施し、売却した鉄くずを除いた建設廃棄物については全量を委託処理した。 再資源化率については、廃プラスチック類を除く全ての廃棄物で予測結果を上回った。 掘削残土については、新クリーンセンター建設工事において掘削土を場外搬出する必要が生じたが、搬出にあたっては関係法令等に基づき必要な手続きと分析を行い適正に処理した。
コミュニティ	<p><工事の施行に伴うコミュニティ施設への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事に伴い事業実施区域内に位置した秋ヶ瀬会館は一時撤去したが、平成23年8月から年末までの期間で代替施設を設置し、その後事業実施区域北東の従来の位置に復旧した。 コミュニティ施設における建設作業騒音及び建設作業振動については、各種の環境保全措置の実施により敷地境界における事後調査結果が予測結果を下回っていたことから、各コミュニティ施設における環境騒音及び振動についても予測結果を下回ったものと考えられる。
地域交通	<p><工事用車両の走行に伴う地域交通への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 各交差点における流入交通量の合計は、ピーク時及び24時間とも予測結果を下回り、交差点流入交通量に占める工事用車両の影響率の事後調査結果は予測結果を下回った。 工事用車両台数の事後調査結果は大型車及び小型車とも予測結果を下回った。 本工事に併せ櫃沼子供広場付近交差点における事業実施区域方面への右折レーンの設置や工事用車両台数の低減、工事用車両の集中回避等の環境保全措置の実施により、工事用車両の走行に伴う影響は低減されたものと考えられる。

第6章 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の措置等 調査書 p269

事後調査の結果、大気質、騒音、振動、水質、水象、動物、植物、地域交通については、本工事に起因すると考えられる影響は軽微であり、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと考えます。また、土壌、地象、自然とのふれあいの場、廃棄物等、コミュニティについては、計画した環境保全措置を全て実施しており、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと考えます。

第7章 事後調査の受託者の氏名及び住所 調査書 p271

受託者の名称： 八千代エンジニアリング株式会社 関東センター

移植対象植物の状況（建設工事中）



クリーンセンター西堀内におけるアマナの仮移植状況
（平成 27 年 3 月）

クリーンセンター西堀内におけるミゾコウジュの仮移植
状況（平成 26 年 5 月）



ビオトープの施工状況（平成 27 年 3 月）

移植対象植物の状況（現在）



ビオトープの現状（平成 28 年 3 月）



ビオトープにおけるアマナの生育状況（平成 28 年 3 月）

ビオトープにおけるミゾコウジュの生育状況
（平成 28 年 3 月）



ビオトープにおけるアマナの生育状況（平成 28 年 3 月）

ビオトープにおけるミゾコウジュの生育状況
（平成 28 年 3 月）

別表 3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (1)

対象事業の種類		(1) 道路の建設						
環境影響評価の項目		環境影響要因の例	工事			存在・供用		
			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	道路等の存在	自動車の走行	休憩所の供用
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●			●	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						
		浮遊粒子状物質	○	○			●	
		炭化水素					○	
		粉じん		●	●			
	大気質に係る有害物質等							
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●	
		低周波音					○*1	
	振動	振動	●	●			●	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○
			浮遊物質			○		○
			窒素及びリン					
			水温					
			水素イオン濃度					
			溶解酸素量					
		底質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
			底質に係る有害物質等					
			地下水の水質に係る有害項目					
	水象	河川等の流量、流速及び水位			○		○	
		地下水の水位及び水脈			○	●*3*4		
土壌	土壌に係る有害項目							
地盤	地盤沈下				●*3*4			
地象	土地の安定性			○	●*2*3			
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）				○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○	
		保全すべき種			○	○	○	
	植物	保全すべき種及び群落			○	○	○	
生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○	○		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観				●		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○	
	史跡・文化財	指定文化財 埋蔵文化財				●		
	日照障害	日影の状況				○*1*2		
	電波障害	電波受信状況				○*1*2		
	風害	局所的な風の発生状況						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		●	
		残土			●			
	温室効果ガス等	雨水及び処理水					○	
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○	
	地域交通	自動車交通		●			●	
バス等の公共交通			○			○		
歩行者・自転車交通			○			○		
安全	危険物等の安全性の確保					○		

- * 1 : 高架式の場合
- * 2 : 盛土式の場合
- * 3 : 掘割式の場合
- * 4 : 地下式の場合

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (2) (20)

対象事業の種類 環境影響要因の例			(2) 放水路又は堰の建設 (20) 調節池の設置												
			工事						存在・供用						
			放水路		堰又は調節池				放水路		堰又は調節池				
環境影響評価の項目			建設機 械の稼 働	資材運 搬等の 車両の 走行	放水路 等の工 事	建設機 械の稼 働	資材運 搬等の 車両の 走行	堤体等 の工事	道路の 付け替 え工事	工事に 用道 路等の 設置 工事	放水路の 存在・供 用	堤体の 存在	付け替 え道路 の存在 ・供用	貯水池 及び調 節池の 存在・ 供用	放水
			環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●		●	●					
二酸化硫黄又は硫酸酸化物						○	○								
浮遊粒子状物質	○	○				○	○								
炭化水素粉じん		●			●		●	●	●	●					
大気質に係る有害物質等															
騒音・低周波音	騒音	●		●		●	●								
	低周波音														
振動	振動	●		●		●	●								
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度														
	特定悪臭物質														
水質	公共域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量									●			●	●
		浮遊物質量				●			●	●	●			●	●
		窒素及びリン												●	●
		水温												●	●
		水素イオン濃度							○						●
		溶存酸素量												●	
		その他の生活環境項目												●	
	底質	強熱減量													
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量													
		底質に係る有害物質等													
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目														
水象	河川等の流量、流速及び水位			●			●			●			●	●	
	地下水の水位及び水脈									●					
	温泉水及び鉱泉									●					
堤防、水門、堰等の施設									●						
土壌	土壌に係る有害項目														
地盤	地盤沈下			●						●					
地象	土地の安定性						●	●			●	●			
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)									●	●	●			
	表土の状況及び生産性														
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		保全すべき種			○			○	○	○	○	○	○	○	
	植物	保全すべき種			○			○	○	○	○	○	○	○	
保存すべき植生及び群落緑の量				○			○	○	○	○	○	○	○		
生態系	地域を特徴付ける生態系			○			○	○	○	○	○	○	○		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)								○	●	●	●	●	
		眺望景観								○	●	●	●	●	
	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	史跡・文化財	指定文化財									●	●	●	●	
		埋蔵文化財									●	●	●	●	
	日照障害	日影の状況													
電波障害	電波受信状況														
風害	局所的な風の発生状況														
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●			●	●	●					
		残土 雨水及び処理水			●			●	●	●					
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○		○	○									
	オゾン層破壊物質														
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		地域交通	自動車交通		●			●					●		
			バス等の公共交通		○			○					○		
	歩行者・自転車交通			○			○					○			
安全	危険物等の安全性の確保														
凡例 ●: 標準的に選定する項目 ○: 事業特性、地域特性により選定する項目															

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (3)

対象事業の種類		(3) 鉄道又は軌道の建設						
環境影響評価の項目		環境影響要因の例	工事			存在・供用		
			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	鉄道施設の存在	列車の走行	駅舎等の供用(駅周辺の交通量の増加を含む)
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●			○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物					○	
		浮遊粒子状物質	○	○			○	
		炭化水素					○	
		粉じん		●	●			
	大気質に係る有害物質等							
	騒音・低周波音	騒音	●	●			○	
		低周波音※					○*1	
	振動	振動	●	●			●	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○
			浮遊物質			○		○
			窒素及びリン					
			水温					
水素イオン濃度								
溶存酸素量								
その他の生活環境項目								
底質		健康項目等						
		強熱減量						
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目							
水象	河川等の流量、流速及び水位			○		○		
	地下水の水位及び水脈			○	●*3*4			
	温泉及び鉱泉							
	堤防、水門、堰等の施設							
土壌	土壌に係る有害項目							
地盤	地盤沈下				●*3*4			
地象	土地の安定性			○	○*2*3			
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)				○			
	表土の状況及び生産性							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○		
	植物	保全すべき種			○	○		
		保全すべき種及び群落			○	○		
生態系	緑の量				○			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				●		
		眺望景観				●		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○		
	史跡・文化財	指定文化財				●		
		埋蔵文化財				●		
	日照障害	日影の状況				○*1*2		
	電波障害	電波受信状況				○*1*2		
風害	局所的な風の発生状況							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●	●		
		残土			●			
		雨水及び処理水						
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○			○		
	オゾン層破壊物質							
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○		
		自動車交通		●		○		
		バス等の公共交通		○		○		
		歩行者・自転車交通		○		○		
安全	危険物等の安全性の確保					○		
凡例		●：標準的に選定する項目 ○：事業特性、地域特性により選定する項目						

- * 1 : 高架式の場合
- * 2 : 盛土式の場合
- * 3 : 掘割式の場合
- * 4 : 地下式の場合

※高速鉄道の場合においては、トンネルに突入する際の衝撃音を含む。

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係(4)

対象事業の種類		環境影響要因の例	(4) 飛行場の建設							
			工事			存在・供用				
			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	飛行場の存在		航空機の運航		飛行場施設の供用(周辺交通量の増加を含む)
環境影響評価の項目		(飛行場の場合のみ)			飛行場	ヘリポート	飛行場	ヘリポート	飛行場	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●			●	○	○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物								
		浮遊粒子状物質	○	○			○	○	○	
		炭化水素			●		○	○	○	
		粉じん		●	●	○				
	大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●	●	●	
		低周波音						●	●	
	振動	振動	●	●					●	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度								
		特定悪臭物質								
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			●				○
			浮遊物質							○
			窒素及びリン							
			水温							
			水素イオン濃度							
		溶解酸素量								
	底質	その他の生活環境項目								
		健康項目等								
		強熱減量								
地下水の水質	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
	底質に係る有害物質等									
水象	地下水の水質に係る有害項目									
	河川等の流量、流速及び水位			○	○			○		
	地下水の水位及び水脈									
	温泉及び鉱泉									
堤防、水門、堰等の施設										
土壌	土壌に係る有害項目									
地盤	地盤沈下									
地象	土地の安定性									
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)				○					
表土の状況及び生産性					○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○	○		
	植物	保全すべき種			○	○	○	○		
		保存すべき植生及び群落			○	○	○	○		
緑の量				○	○	○	○			
生態系	地域を特徴づける生態系			○	○	○	○			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				●	○			
	眺望景観					●	○			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○	○		
	史跡・文化財	指定文化財				●	●			
	埋蔵文化財					●	●			
日照障害	日影の状況									
電波障害	電波受信状況					●				
風害	局所的な風の発生状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●			●		
		残土			●			●		
	雨水及び処理水									
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○			○	○			
オゾン層破壊物質						○	○			
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○	○		
	地域交通	自動車交通		●		●		●		
		バス等の公共交通		○		○		○		
歩行者・自転車交通		○		○		○				
安全	危険物等の安全性の確保						●			
凡例		●: 標準的に選定する項目 ○: 事業特性、地域特性により選定する項目								

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (5)、(6)、(7)

対象事業の種類		(5) 工場又は事業場の建設 (6) 廃棄物処理施設の建設 (7) 下水道終末処理場の建設														
		環境影響要因の例			工事		造成地・施設の存在		施設の稼働						自動車等の走行	
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	最終処分場	その他	工場又は事業場	ごみ処理施設	し尿処理施設	最終処分場	産業廃棄物中間処理施設	積み替え・保管施設	下水道終末処理場			
環境影響評価の項目																
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				○	●		○	○	○	○	●	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						○	●		○	○	○		●	
		浮遊粒子状物質	○	○				○	●		○	○	○		●	
		炭化水素粉じん		●	●				○	●		○	○		○	
		大気質に係る有害物質等						○	●		○	○	○		○	
	騒音・低周波音	騒音	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
		低周波音						●	●	●	●	●	●	●	●	
	振動	振動	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						○	●	●	●	●	●	●	●	
		特定悪臭物質						○	●	●	●	●	●	●	●	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						○	●	●	●	○		●	
			浮遊物質			●			○	●	●	●	○	○	●	
			窒素及び燐						○	●	●	●	○		●	
			水温													
			水素イオン濃度						○	●	●	●	○		●	
			溶存酸素量						○	●	●	●	○		●	
			その他の生活環境項目						○	●	●	●	○	○	●	
		底質	強熱減量													
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量													
			底質に係る有害物質等						○	●		●	○		○	
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						○			●	○		○			
水象	河川等の流量、流速及び水位				○			○	○	○	○	○		●		
	地下水の水位及び水脈				○	●	○									
	温泉及び鉱泉															
	堤防、水門、堰等の施設													●		
土壌	土壌に係る有害項目						○	●			●	●				
地盤	地盤沈下					●	○									
地象	土地の安定性				○	●	○									
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）				○	●	○									
	表土の状況及び生産性				○	○										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	植物	保全すべき種			○	○	○									
		保存すべき種生及び群落的の量			○	○	○									
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○										
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				●	●									
	眺望景観					●	●									
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	史跡・文化財	指定文化財				●	●									
	埋蔵文化財					●	●									
	日照障害	日照の状況					○									
電波障害	電波受信状況					○										
風害	局所的な風の発生状況															
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●			●	●	●	●	●	●	●		
	残土				●											
	雨水及び処理水						●	●	●	●	●		●			
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○				○	○	○	○	○	○	○			
オゾン層破壊物質							○	○	○	○	○	○	○			
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	地域交通	自動車交通		●										●		
		バス等の公共交通			○									○		
		歩行者・自転車交通			○									○		
安全	危険物等の安全性の確保						●	●	●	●	●	○	●			
凡例		●：標準的に選定する項目 ○：事業特性、地域特性により選定する項目														

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (8) (9)

対象事業の種類		環境影響要因の例	(8) 高層建築物の建設			(9) 大規模建築物の建設			
			建設機械の稼働	工事 資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	存在・供用 施設の稼働及び人の利用	自動車交通の発生	
環境影響評価の項目									
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●			○	○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物		○			○	○	
		浮遊粒子状物質	○	○			○	○	
		炭化水素			●			○	
		粉じん		●	●				
		大気質に係る有害物質等							
	騒音・低周波音	騒音	●	●			○	○	
		低周波音						○	
	振動	振動	●	●				○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度 特定悪臭物質							
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○	
			浮遊物質			○			
			窒素及び燐						
			水温						
	水素イオン濃度								
溶解酸素量									
その他の生活環境項目									
健康項目等									
底質	強熱減量								
	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
	底質に係る有害物質等								
地下水の水質	地下水の水質								
	地下水の水質に係る有害項目								
水象	河川等の流量、流速及び水位				○		○		
	地下水の水位及び水脈				○		○		
	温泉及び鉱泉								
	堤防、水門、堰等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目								
地盤	地盤沈下				○				
地象	土地の安定性			○	○				
	地形及び地質 (保存すべき地形及び地質を含む。)				○				
	表土の状況及び生産性								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○		
	植物	保全すべき種			○	○	○		
		保存すべき植生及び群落			○	○	○		
	緑の量				○				
生態系	地域を特徴づける生態系			○	○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源 (自然的景観資源及び歴史的景観資源) 眺望景観				●			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○		
	史跡・文化財	指定文化財				●			
		埋蔵文化財				●			
	日照障害	日影の状況				●			
	電波障害	電波受信状況				●			
	風害	局所的な風の発生状況				○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		○		
		残土			●				
		雨水及び処理水					○		
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○			○	○		
	オゾン層破壊物質								
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○		
	地域交通	自動車交通		●			●		
		バス等の公共交通		○			○		
		歩行者・自転車交通		○			○		
安全	危険物等の安全性の確保					○			
凡例 ●：標準的に選定する項目 ○：事業特性、地域特性により選定する項目									

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (10)

対象事業の種類		(10) 研究施設の建設							
環境影響評価の項目		環境影響要因の例	工事			存在・供用			
			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の稼働	自動車交通の発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●			○	○	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物							
		浮遊粒子状物質	○	○			○	○	
		炭化水素						○	
		粉じん		●	●				
	大気質に係る有害物質等					○			
	騒音・低周波音	騒音	●	●			○	○	
		低周波音					○		
	振動	振動	●	●			○	○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					○		
		特定悪臭物質					○		
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○	
			浮遊物質			●		○	
			窒素及びリン						
			水温						
			水素イオン濃度						
			溶存酸素量						
		底質	その他の生活環境項目						○
			健康項目等						○
			強熱減量						○
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								○	
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					○			
水象	河川等の流量、流速及び水位			○		○			
	地下水の水位及び水脈			○		○			
	温泉及び鉱泉								
	堤防、水門、堰等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目					○			
地盤	地盤沈下					○			
	土地の安定性			○		○			
地象	地形及び地質 (保存すべき地形及び地質を含む。)					○			
	表土の状況及び生産性								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○		
	植物	保全すべき種			○	○	○		
		保存すべき種及び群落			○	○	○		
生態系	地域を特徴づける生態系			○	○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源 (自然的景観資源及び歴史的景観資源)				○			
	眺望景観					○			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○		
	史跡・文化財	指定文化財				●			
	埋蔵文化財					●			
日照障害	日影の状況				○				
電波障害	電波受信状況				○				
風害	局所的な風の発生状況								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		●		
		残土			●				
	雨水及び処理水					●			
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○			○			
オゾン層破壊物質						○			
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○		
	地域交通	自動車交通		●			●		
		バス等の公共交通		○			○		
	安全	歩行者・自転車交通		○			○		
安全	危険物等の安全性の確保					●			
凡例 ●: 標準的に選定する項目 ○: 事業特性、地域特性により選定する項目									

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (11)

対象事業の種類		環境影響要因の例	(11) 浄水施設の建設						
			工事			存在・供用			
環境影響評価の項目			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設 の存在	施設の稼働	自動車交通の発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物		○				○	
		浮遊粒子状物質	○	○				○	
		炭化水素		●	●			○	
		粉じん		●	●			○	
			大気質に係る有害物質等						
	騒音・低周波音	騒音		●	●			●	○
		低周波音						○	
	振動	振動	●	●			●	○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							
		特定悪臭物質							
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			●		○	
			浮遊物質			●		○	
			窒素及び燐						
			水温						
			水素イオン濃度					○	
			溶存酸素量						○
			その他の生活環境項目						○
		底質	強熱減量						
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
			底質に係る有害物質等						
		地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
	水象	河川等の流量、流速及び水位			○			○	
		地下水の水位及び水脈			○		○		
		温泉及び鉱泉							
堤防、水門、堰等の施設									
土壌	土壌に係る有害項目								
地盤	地盤沈下					○			
地象	土地の安定性			○		○			
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）					○			
	表土の状況及び生産性								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○	○	
	植物	保全すべき種			○	○	○	○	
		保存すべき種生及び群落			○	○	○	○	
	緑の量					○			
生態系	地域を特徴づける生態系			○		○			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観				○	○		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○	○	
	史跡・文化財	指定文化財				●	●		
		埋蔵文化財				●	●		
	日照障害	日影の状況							
	電波障害	電波受信状況							
風害	局所的な風の発生状況								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		●		
		残土			●				
		雨水及び処理水					○		
温室効果ガス等	温室効果ガス			○			○		
	オゾン層破壊物質								
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○	○	
	地域交通	自動車交通		●				●	
		バス等の公共交通		○				○	
		歩行者・自転車交通		○				○	
安全	危険物等の安全性の確保					○			
凡例		●：標準的に選定する項目	○：事業特性、地域特性により選定する項目						

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (12)

対象事業の種類		(12) 公園の建設						
環境影響要因の例		工事			存在・供用			
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の供用	農薬の使用	自動車交通の発生
調査・予測・評価の項目								
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				●
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質	○	○				○
		炭化水素						○
		粉じん		●	●		○	
	大気質に係る有害物質等							
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●	●
		低周波音						
	振動	●	●					●
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				●	
			浮遊物質			●		
			窒素及びリン					
			水温					
	水素イオン濃度							
	底質	溶解酸素量						●
		その他の生活環境項目						
		健康項目等						
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
水象	河川等の流量、流速及び水位			○	○	○	○	
	地下水の水位及び水源							
土壌	温泉及び鉱泉							
	堤防、水門、堰等の施設							
地盤	土壌に係る有害項目							
地象	地盤沈下							
	土地の安定性			○	○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）				○		
		表土の状況及び生産性				●		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	保全すべき種	○	○	○	○	○	
		保全すべき種				○	○	
		保存すべき植生及び群落				○	○	
生態系	緑の量				○			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	地域を特徴づける生態系			○	○	○	
		景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	眺望景観	眺望景観				○		
		眺望景観				○		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○	
	指定文化財	指定文化財				●		
	埋蔵文化財	埋蔵文化財				●		
日照障害	日影の状況							
電波障害	電波受信状況							
風害	局所的な風の発生状況							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		●	
		残土			●			
温室効果ガス等	雨水及び処理水					●		
	温室効果ガス	○	○			○	○	
コミュニティ	オゾン層破壊物質	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○	
		コミュニティ施設等	○	○	○	○	○	
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	地域交通	自動車交通		●			●	
		バス等の公共交通		○			○	
		歩行者・自転車交通		○			○	
安全	危険物等の安全性の確保					○		

凡例 ●：標準的に選定する項目 ○：事業特性、地域特性により選定する項目

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (13)

対象事業の種類		環境影響要因の例	(13) 電気工作物の建設						
			工事			存在・供用			
環境影響評価の項目			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設 の存在	施設の稼働	自動車交通の 発生	
			環境の良好な状態の 保持を旨として調査、 予測及び評価される べき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●		
二酸化硫黄又は硫黄酸化物							○		
浮遊粒子状物質	○	○					○	○	
炭化水素		●			●			○	
粉じん		●			●			○	
	大気質に係る有害物質等						○		
騒音・低周波音	騒音	●		●			○	○	
	低周波音						○		
振動	振動	●		●			○	○	
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						○		
	特定悪臭物質						○		
水質	公共用水域の 水質	生物化学的酸素要求量又は化学 的酸素要求量				●		○	
		浮遊物質						○	
		窒素及び燐						○	
		水温							
		水素イオン濃度							
		溶存酸素量							
		その他の生活環境項目 健康項目等						○	
	底質	強熱減量							
		過マンガン酸カリウムによる酸 素消費量							
		底質に係る有害物質等					○		
	地下水の水質 地下水の水質に係る有害項目					○			
水象	河川等の流量、流速及び水位			○		○			
	地下水の水位及び水脈			○	○				
	温泉及び鉱泉								
	堤防、水門、堰等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目					○			
地盤	地盤沈下				○				
地象	土地の安定性			○	○				
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。 ）				○				
	表土の状況及び生産性								
生物の多様性の確保 及び自然環境の体系的 保全を旨として調査、 予測及び評価される べき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○		
	植物	保全すべき種			○	○			
		保存すべき種生及び群落 緑の量			○	○			
生態系	地域を特徴づける生態系			○	○				
人と自然との豊かな ふれあいの確保及び 快適な生活環境の保 全を旨として調査、 予測及び評価される べき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観				○			
	自然とのふれあいの 場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○		
	史跡・文化財	指定文化財 埋蔵文化財				●			
	日照阻害	日影の状況				●			
	電波障害	電波受信状況					●		
	風害	局所的な風の発生状況							
環境への負荷の量の 程度により予測及び 評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		○		
		残土			●				
		雨水及び処理水					○		
温室効果ガス等	温室効果ガス オゾン層破壊物質	○	○			○			
人の生活の豊かさに 関して予測及び評価 されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○		
	地域交通	自動車交通		●			●		
		バス等の公共交通		○			○		
		歩行者・自転車交通		○			○		
安全	危険物等の安全性の確保					○			
凡例		●：標準的に選定する項目 ○：事業特性、地域特性により選定する項目							

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (14) (18)

対象事業の種類		(14) 住宅団地の造成 (18) 土地区画整理事業						
環境影響要因の例		工事			存在・供用			
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設存在	居住施設の供用	業務用施設の供用	自動車交通の発生
環境影響評価の項目								
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				●
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質	○	○				○
		炭化水素			●			○
		粉じん		●	●			
	大気質に係る有害物質等							
	騒音・低周波音	騒音	●	●				○
		低周波音						●
	振動	振動	●	●				●
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				○	○
			浮遊物質			●		
			窒素及び燐					
	水温							
	水素イオン濃度							
底質	溶解酸素量							
	その他の生活環境項目健康項目等							
地下水の水質	強熱減量 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量 底質に係る有害物質等							
水象	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
	河川等の流量、流速及び水位			○	○	○	○	
	地下水の水位及び水脈				○			
	温泉及び鉱泉 堤防、水門、堰等の施設							
土壌	土壌に係る有害項目							
地盤	地盤沈下				○			
地象	土地の安定性			○	○			
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。) 表土の状況及び生産性				○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○	
	植物	保全すべき種			○	○	○	
		保存すべき植生及び群落 緑の量			○	○	○	
生態系	地域を特徴づける生態系			○	○			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源) 眺望景観				●	●	
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○	
	史跡・文化財	指定文化財 埋蔵文化財				●	●	
	日照障害	日影の状況						
	電波障害	電波受信状況						
風害	局所的な風の発生状況							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		●	
		残土			●			
	雨水及び処理水					○	●	
温室効果ガス等	温室効果ガス オゾン層破壊物質	○	○		○	○		
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○	
	地域交通	自動車交通		●		○	●	
		バス等の公共交通 歩行者・自転車交通				○	○	
	安全	危険物等の安全性の確保						
凡例		●: 標準的に選定する項目 ○: 事業特性、地域特性により選定する項目						

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (15)、(16)

対象事業の種類		(15) 工業団地の造成 (16) 流通業務施設用地の造成								
		環境影響要因の例			存在・供用					
		工事			敷地及び施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生		
建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	工業団地	流通業務施設						
調査・予測・評価の項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●			●		●	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物					●			
		浮遊粒子状物質	○	○			●		●	
		炭化水素					●		○	
		粉じん		●	●					
	大気質に係る有害物質等					●				
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●		●	
		低周波音					●			
	振動	●	●			●		●		
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					●			
		特定悪臭物質					●			
	環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				●	○	
				浮遊物質			●	●		
				窒素及び燐				●		
			水温					●		
			水素イオン濃度					●		
			溶解酸素量					●		
		底質	その他の生活環境項目					●		
			健康項目等					●		
		地下水の水質	強熱減量					●		
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					●			
	底質に係る有害物質等					●				
	地下水の水質に係る有害項目					●				
水象	河川等の流量、流速及び水位			○	○	●	○			
	地下水の水位及び水脈			○	○					
	温泉及び鉱泉									
堤防、水門、堰等の施設										
土壌	土壌に係る有害項目					●				
地盤	地盤沈下					○				
地象	土地の安定性			○	○					
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)					○				
	表土の状況及び生産性									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○	○		
	植物	保全すべき種			○	○				
		保存すべき植生及び群落			○	○				
生態系	緑の量					○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	地域を特徴づける生態系			○	○				
		景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				●				
	眺望景観					●				
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○	○		
	史跡・文化財	指定文化財					●			
		埋蔵文化財					●			
	日照障害	日影の状況					○			
電波障害	電波受信状況					○				
風害	局所的な風の発生状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●	●	●			
		残土			●					
	雨水及び処理水					●	●			
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○			○	○	○		
	オゾン層破壊物質					○				
コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○	○			
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	地域交通	自動車交通		●		○		●		
		バス等の公共交通		○			○	○		
		歩行者・自転車交通		○			○	○		
	安全	危険物等の安全性の確保					●			

凡例 ●：標準的に選定する項目 ○：事業特性、地域特性により選定する項目

別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係 (17) (19)

対象事業の種類		環境影響要因の例	(17) 学校用地の造成			(19) 開発行為に係る事業			
			工事			存在・供用			
環境影響評価の項目			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の供用	自動車交通の発生	
			環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●	○	
二酸化硫黄又は硫黄酸化物	○	○			○			○	
浮遊粒子状物質	○	○			○			○	
炭化水素		●			●	○*1		○	
粉じん		●			●			○	
	大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周波音	騒音		●	●		○	○	
		低周波音						○	
	振動	振動		●	●		○	○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							
		特定悪臭物質							
	水質	公共用水域の水質		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				○	
				浮遊物質			●		
				窒素及びリン					
				水温					
				水素イオン濃度					
		底質		溶解酸素量					
				その他の生活環境項目					
				健康項目等					
				強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目							
	水象	河川等の流量、流速及び水位			○	○	○		
		地下水の水位及び水脈				○			
		温泉及び鉱泉							
		堤防、水門、堰等の施設							
	土壌	土壌に係る有害項目							
	地盤	地盤沈下				○			
	地象	土地の安定性			○	○			
		地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）				○			
		表土の状況及び生産性				○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	○		
	植物	保全すべき種			○	○			
		保存すべき植生及び群落			○	○			
生態系	地域を特徴づける生態系			○	○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○			
		眺望景観				○			
		自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○		
	史跡・文化財	指定文化財				●			
		埋蔵文化財				●			
	日照障害	日影の状況							
	電波障害	電波受信状況							
風害	局所的な風の発生状況								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●	●			
		残土			●				
		雨水及び処理水				●			
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○		○	○			
	オゾン層破壊物質								
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	○	○	○	○	○		
		地域交通	自動車交通		●			●	
			バス等の公共交通		○			○	
	歩行者・自転車交通			○			○		
安全	危険物等の安全性の確保				○				
凡例		●：標準的に選定する項目 ○：事業特性、地域特性により選定する項目							

* 1 : 学校用地の造成の場合

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第7期）

任期 平成27年8月1日～平成29年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目
1	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 教授	電波工学	電波障害
2	おおくぼ かずあき 大窪 和明	埼玉大学大学院理工学研究科 助教	交通計画、物流計画	コミュニティ、地域交通
3	おおつか そういち 大塚 壮一	元埼玉大学大学院 准教授	大気、物質循環	大気質
4	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学 生命科学部 教授	生物学	動物、生態系
5	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	環境計画	景観、温室効果ガス等
6	こはた くにお 木幡 邦男	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	水環境	水質、水象
7	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究科 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害化学物質
8	しのみや みほ 四ノ宮 美保	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有害化学物質
9	ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学（無機化学・錯体化学・生物無機化学）	水質、安全、放射性物質
10	ひはら ゆかこ 日原 由香子	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	植物生理学、分子生物学	植物
11	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	都市熱環境、水質関係	水質、水象
12	みうら まさお 三浦 昌生	芝浦工業大学 理事 システム理工学部 教授	都市環境工学	日照障害、風害
13	やました みつやす 山下 充康	一般財団法人小林理学研究所 理事長	騒音工学	騒音、振動
14	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理学	動物、生態系
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協会 理事 技師長	廃棄物等	廃棄物等

第22回

さいたま市環境影響評価技術審議会

平成28年4月6日（水）

さいたま市環境対策課

午前 9時37分 開会

○武井参事兼課長 それでは、大変お待たせをいたしました。

ただいまから第22回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、さいたま市環境対策課長の武井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、さいたま市環境局長の小林からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○小林局長 皆様、おはようございます。

さいたま市環境局長の小林盛遠と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度第1回となります審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

永澤会長様を初めといたしまして、委員の皆様におかれましては、年度当初の大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろから本市の環境行政の推進につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

当審議会に参加させていただくのは、今回が初めてでございますので、自己紹介を兼ねまして環境影響評価との出会いについてお話をさせていただければと思っております。

私は、昭和55年4月、旧浦和市役所に入庁し、環境部公害課に配属されました。主担当は水質でしたけれども、当時、本市の南側を東西に走る外郭環状線の計画が着々と進んでいたこともあり、自動車騒音の予測を命じられ、分厚いマニュアルを渡されたのが環境影響評価との初めての出会いでございました。

最初は、何のことかわかりませんで、予測計算式を見ましても、いろんな記号が使われておりまして、どこにどんな数値を当てはめてよいのか、途方に暮れたことを覚えています。参考文献もあまりない時代でしたので、勘を頼りに試行錯誤したり、県の公害センターに問い合わせたりの日々が続き、何とか計算式の意味を解き明かし、学生時代に購入いたしました関数電卓を駆使し、予測結果をまとめ、課長に提出をいたしました。

報告書そのものは稚拙なものでしたけれども、予測値はそれなりのものだったというふうに考えておりまして、課長はそのとき意外な顔をされていたのを覚えています。多分、私に対してあまり期待をされていなかったんだろうというふうに思います。その環境影響評価が、今や事業の計画段階から事後評価まで、一貫して審議する時代となり、その変わりように大変驚い

ております。

さて、本日の議題でございますが、桜環境センターの事後評価書についてと、さいたま市環境影響評価技術指針の改正についての2点となっております。限られた時間ではございますが、専門的な見地から忌憚のない意見をいただきたいと考えております。

結びになりますが、委員の皆様におかれましては、それぞれの分野でますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、今後とも本市の環境行政の推進と当審議会の運営につきましてご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○武井参事兼課長 ありがとうございます。

続きまして、本日ご出席をいただいております、さいたま市環境影響評価技術審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、会長の埼玉大学名誉教授、永澤明様です。

○永澤会長 よろしく願いします。

○武井参事兼課長 よろしく願いします。

続きまして、芝浦工業大学教授、岩崎久雄様です。

○岩崎委員 岩崎です。よろしく願いします。

○武井参事兼課長 続きまして、元埼玉大学大学院准教授、大塚壮一様です。

○大塚委員 大塚です。よろしく願いします。

○武井参事兼課長 続きまして、埼玉大学大学院教授、窪田陽一様です。

○窪田委員 窪田です。よろしく願いします。

○武井参事兼課長 続きまして、埼玉県環境科学国際センター研究所長、木幡邦男様です。

○木幡委員 木幡です。よろしく願いいたします。

○武井参事兼課長 埼玉県立大学准教授、四ノ宮美保様です。

○四ノ宮委員 よろしく願いいたします。

○武井参事兼課長 日本女子大学学術研究員、渡辺愛子様です。

○渡辺（愛）委員 渡辺です。よろしく願いいたします。

○武井参事兼課長 埼玉県環境検査研究協会理事、渡辺季之様です。

○渡辺（季）委員 よろしく願いいたします。

○武井参事兼課長 よろしく願いいたします。

なお、ご都合によりまして、本日、大窪和明様、金子律子様、篠原厚子様、日原由香子様、藤野毅様、三浦昌生様、山下充康様の7名の委員の皆様がご欠席となっております。

本日の審議会は、委員総数15名のうち過半数を超える8名のご出席をいただいておりますので、さいたま市環境影響評価技術審議会規則により本審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日ご審議いただきますさいたま市新クリーンセンター、現桜環境センターでございますが、この整備事業の都市計画決定権者、事業者及び関係者をご紹介します。

都市計画決定権者として、都市局都市計画部都市計画課、本多課長です。

○本多課長 都市計画課の本多と申します。よろしくお願いいたします。

○武井参事兼課長 続いて、事業者側として環境局施設部、堀内部長です。

○堀内部長 堀内です。よろしくお願いいたします。

○武井参事兼課長 環境施設課長、大川課長です。

○大川課長 大川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○武井参事兼課長 同じく、環境施設課の田中課長補佐です。

○田中課長補佐 田中です。よろしくお願いいたします。

○武井参事兼課長 同じく、関根主査です。

○関根主査 関根です。よろしくお願いいたします。

○武井参事兼課長 同じく、小山技師です。

○小山技師 小山です。よろしくお願いいたします。

○武井参事兼課長 続きまして、コンサルタント会社の紹介につきましては、環境施設課よりお願いをいたします。

○大川課長 それでは、私からコンサルタント会社の紹介をさせていただきます。

さいたま市新クリーンセンター整備事業の環境影響評価において、事後調査を請け負っていただいております株式会社八千代エンジニアリングさんでございます。

○村山課長 八千代エンジニアリングの村山と申します。よろしくお願いいたします。

○沼田主任 同じく沼田といいます。よろしくお願いいたします。

○小坂副主任 同じく小坂と申します。よろしくお願いいたします。

○武井参事兼課長 最後に、事務局側として環境局環境共生部長の新井でございます。

○新井部長 新井です。よろしくお願いいたします。

○武井参事兼課長 そのほか、事務局の紹介は資料1、出席者名簿をもってかえさせていただきます。

きます。

大変申しわけございませんが、小林局長、新井部長、堀内部長につきましては、年度始めの行事がこの後ございまして、失礼してここで退席をさせていただきます。

(局長、部長退席)

○武井参事兼課長 次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第がございます。それから、次第の裏に本日の資料の一覧を記載しております。

資料1としまして、第22回さいたま市環境影響評価技術審議会の出席者名簿と、裏面が座席図となっております。

資料2といたしまして、対象事業の概要及び環境影響評価手続状況となっております。

資料3といたしまして、さいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価事後調査書について、資料4といたしまして、さいたま市環境影響評価技術指針の改正について、資料5としまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第7期）となっております。

このほか、委員の皆様にはさいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価事後調査書（その2 工事中第2回目）とその概要版、そしてさいたま市環境影響評価技術指針を配付しております。

委員の皆様、お手元の資料はおそろいでしょうか。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります永澤会長に議事を進行していただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○永澤会長 永澤でございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これから議事に入りますけれども、傍聴希望者はおられますでしょうか。

○大谷課長補佐 本日の審議会には傍聴希望者がございます。

○永澤会長 それでは、会議を公開するか非公開するかということに関して事務局のほうからご説明いただきます。

○大谷課長補佐 本審議会は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」により、原則公開となっております。ただし、同要綱の規定により、次の事項に該当または該当するおそれがあると認めるときには、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

さいたま市情報公開条例で定める不開示情報に該当する事項について審議し、または意見を聴取する場合。

会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

となっております。

会議の公開・非公開の判断につきましては、会長が当審議会に諮って決定するものとなっております。

以上です。

○永澤会長 本日の審議会は、今の規定に諮って、特段非公開とする理由はないと考えますけれども、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○永澤会長 それでは、公開といたします。

傍聴希望の方を、どうぞ会場に入れてください。

(傍聴者入室)

○永澤会長 それでは、傍聴の方にお話申し上げます。

議長の永澤でございます。

会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。傍聴の方は、ご意見を述べたり質問したりすることはできません。また、会議の録画、録音はご遠慮ください。写真撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可いたします。

これらの注意事項に反した場合に退室していただくことがございます。

写真撮影のご希望はございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず、議題の(1)さいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価事後調査書(その2:工事中第2回目)についてでございます。

事務局からご説明願います。

○大谷課長補佐 さいたま市環境対策課の大谷でございます。

さいたま市新クリーンセンター整備事業の環境影響評価手続についてご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。失礼します。

それでは、皆様、資料2をごらんください。

対象事業名といたしましては、さいたま市新クリーンセンター整備事業でございます。

都市計画決定権者の名称は、さいたま市都市局都市計画部都市計画課でございます。

事業の種類につきましては、廃棄物処理施設の建設、

実施場所については、さいたま市桜区新開4丁目2番1号でございます。

事業規模といたしましては、処理方式、シャフト式ガス化溶融、処理能力、1日380トン、対象事業実施区域の面積は約6万800平方メートルとなっております。

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域といたしましては、さいたま市を含め関係市が戸田市、朝霞市、志木市及び富士見市となっております。

続きまして、手続状況を順を追ってご説明させていただきます。まず調査計画書でございますが、平成20年1月8日に受理され、同年1月21日から2月20日の期間で公告・縦覧がなされました。そして、同年5月30日に市長意見がなされましたが、排水経路の変更に伴う計画書がその後提出されまして、同年の8月28日に受理をされております。そして、変更されたものが改めて11月25日から12月25日の期間で公告・縦覧されまして、年明けの平成21年1月23日に調査計画書としての最終的な市長の意見がなされております。

次に、準備書でございますが、平成22年5月10日に受理をされまして、同年5月17日から6月17日の期間で公告・縦覧がなされております。そして、同年11月5日に技術審議会が開催されまして、11月22日に市長意見がなされました。

そして、評価書でございますが、平成23年3月10日に受理されまして、同年の4月1日から15日の2週間、公告・縦覧され、同年の6月13日に旧し尿処理施設の解体撤去工事等の事業の着手となったわけでございます。

その後、事後調査書（その1）として受理が平成25年2月26日、公告・縦覧が3月11日から4月11日、技術審議会が平成25年5月27日、市長意見として同年6月19日となっております。

そして、今回の事後調査書（その2）となります。平成27年12月24日に受理されておりました、公告・縦覧が平成28年1月12日から2月12日の1カ月、技術審議会が本日、4月6日となりまして、市長意見としましては4月26日が期限となっております。

今回の事後調査書に対する市民等からの意見書については、受付期間が平成28年1月12日から2月26日までさせていただきまして、意見書の提出はございませんでした。

手続状況等の説明は以上となります。

続きまして、事後調査書の概要につきましては、事業者であるさいたま市環境施設課からご説明をしていただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

○大川課長 環境施設課の大川でございます。私からは、事業概要のご説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

資料につきましては、資料3、A3版、さいたま市新クリーンセンター整備事業 環境影響評価事後調査書（その2：工事中第2回目）についてでございます。

説明資料では1枚目左側、第2章からの内容をご説明させていただきます。

新クリーンセンター整備事業は、本市から排出される可燃ごみ、不燃ごみ等の一般廃棄物を処理する熱回収施設、リサイクルセンター及び管理・余熱体験施設を整備し、15年間の維持管理運営を行うものです。また、これに伴い施設の建設内容、事業用地内にある旧し尿処理施設の解体撤去工事及び整備対象区域内の埋設廃棄物がある範囲を適正最終処分場とする旧埋立処分場適正閉鎖工事を行っております。

事業方式には、設計、建設及び維持管理、運営を一括して発注するDBO方式を採用しており、民間事業者のノウハウを活用することにより効率的かつ効果的に実施することで、より安全・安定的に施設を稼働させるとともに、平成16年1月に策定されたさいたま市環境基本計画に掲げる基本目標の実現に資する事業とすることを目的としております。

1枚目の右側をごらんください。

2. 3都市計画対象事業の実施区域ですが、写真左上の秋ヶ瀬会館を含む赤線で囲んである約6万800平方メートルであり、都市計画決定区域は青線で囲んである約5万5,300平方メートルでございます。

本区域の周辺は、主に工場、ゴルフ場、農地、住宅地となっており、事業実施区域の西側を北から南に向かって鴨川が流れております。

写真1の左側が建設工事開始時で、右側が工事を完了した平成27年3月時点での航空写真となっております。

次に、2.4本事業の規模についてご説明させていただきます。

本事業の用に供する施設としましては、熱回収施設、リサイクルセンター及び熱回収施設で発生した熱を利用した管理・余熱体験施設の3施設があります。熱回収施設は、市内で発生する燃えるごみ、併設するリサイクルセンターからの破碎可燃、破碎不燃、可燃残渣及び不燃残渣、市の他施設からのし尿汚泥、主灰、破碎不燃を1日に380トン処理する施設となっております。

リサイクルセンターは、破碎設備として1日に28トンの燃えないごみを処理する施設と1日に63トンの缶・瓶・ペットボトル、食品包装プラスチックを選別し、処理する施設となっております。

続きまして、工事の実施状況についてご説明させていただきます。1枚目の裏側の左側、表

2をごらんください。

まず、新クリーンセンター建設工事に先行して、平成23年度から平成24年度まで、旧し尿処理施設解体撤去工事及び一部を除き、旧埋立処分場適正閉鎖工事の第1期工事を行いました。これらの工事期間を対象とした調査につきましては、平成25年2月に提出させていただきました事後調査書（工事その1）にて報告済みでございます。

旧埋立処分場適正閉鎖工事につきましては、熱回収施設において浸出水の処理が行えるようになった平成26年11月に、雨水集排水設備工事などの第2期工事を行い、平成27年3月までに、これに係る全ての工事を完了しております。

新クリーンセンター建設工事につきましては、熱回収施設工事及びリサイクルセンター工事を平成24年6月に着手し、主に杭工事、土工事、地下躯体工事を平成24年度に実施し、平成25年度には主にプラント機器の設置工事や外装工事などを実施しております。

平成26年度は、当初の計画どおり7月に受電し、11月からは実際にごみの処理をしながらの試運転調整を行いました。その後、平成27年1月にごみ処理施設の処理能力等の性能確認を行い、平成27年3月までに全ての工事を完了しております。

新クリーンセンターは、桜環境センターとして昨年4月より供用開始となりました。この4月で供用開始から1年がたちましたが、おかげさまで安定的な運営を継続することができており、今後も安全で安心な運営に努めてまいりますのでございます。

供用開始後の事後調査につきましては、年内にまとめさせていただく予定でございます。本事業の事後調査書は、旧し尿処理施設解体撤去工事及び旧埋立処分場適正閉鎖工事の第1期工事を除いた新クリーンセンター建設工事及び旧埋立処分場適正閉鎖工事の一部について、平成27年12月に提出させていただいたものでございます。

本事業の概要説明は以上でございます。

○小山技師 それでは、引き続き事後調査書の第4章 事後調査の結果についてご説明いたします。

今回報告させていただきます工事中第2回目の事後調査の内容は、1枚目裏面右側の表3の赤枠内に示してありますとおり、平成24年6月から平成27年3月に施工した熱回収施設建設工事、リサイクルセンター建設工事、管理・余熱体験施設建設工事、また平成26年11月から再開しました旧埋立処分場の適正閉鎖工事（第2期）を対象としております。

対象とした事後調査のうち、現地調査による環境調査の内容は、下の表4に示します大気質、騒音、振動、水質、水象、動物、植物、地域交通とし、これ以外では環境保全措置の実施状況

等も調査する土壌、地象、自然とのふれあいの場、廃棄物等、コミュニティを対象としました。

環境調査の調査地点は次の2枚目にあります左側の図1に示しており、上段の図は事業の実施区域及びその近郊に位置する大気、騒音、振動、水質、地下水の調査地点を示しております。下段の図は工事用車両の走行に係る道路沿道の大気、騒音、振動、地域交通の調査地点を示しております。

続いて、2枚目の右側をごらんください。

事後調査書第5章 事後調査の結果の評価についてご説明させていただきます。

まず、大気質についてご説明いたします。

建設機械の稼働に伴う大気質への影響を把握するために、図1の上段に示す着地濃度が最大となった敷地境界南側の地点で二酸化窒素濃度を調査しました。事後調査の結果は期間平均値が0.016ppm、平均値の最高値は0.026ppmとなり、予測結果及び評価指標値である環境基準を下回りました。

建設機械の稼働に伴う粉じんにつきましては、環境保全措置の実施状況の確認を行いました。調査の結果、評価書に記載した環境保全措置は全て実施しており、建設機械の稼働台数も評価書時点の想定台数を下回ったことから、工事中の粉じん状況は予測結果を下回りまして、影響は低減されたものと考えております。

次に、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素につきましては、図1の下段に示します、さいたま東村山線沿道の2地点で調査を行いました。調査結果を道路沿道の現地測定値に工事用車両による計算値加算をした予測結果と比較しますと、調査地点としました田島八丁目停留所付近及び櫃沼子供広場付近の期間平均値はいずれも予測結果を下回りました。

これに対しまして、通常的手法であるバックグラウンド濃度に工事中の基礎交通量及び工事用車両による計算値を加算した予測結果と比較しますと、田島八丁目付近ではわずかながら予測結果を上回りました。田島八丁目停留所付近で予測結果を上回りましたのは、評価書作成時点と同様に、同地点が交差点及びバス停に近く、信号待ちの車両からのアイドリング及び発進時の排ガスにより二酸化窒素が比較的高濃度となる状況であったためと考えられます。

続いて、浮遊粒子状物質の調査結果につきましては、先の2つの方法による予測結果及び評価指標値ともに下回っております。

続いて、建設機械の稼働に伴う騒音についてご説明いたします。

調査結果は、図1の上段に示します予測値が最大となった敷地境界上の地点とし、騒音レベルを調査しました。事後調査の結果の最大値は69デシベルであり、予測結果及び評価指標値を

下回りました。工事用車両の走行に伴う騒音については、大気と同様に図1の下段に示します工事用車両の走行ルート上の2地点で調査しました。田島八丁目停留所付近では70デシベルとなり、予測結果を下回り、評価指標値と同等となりました。櫃沼子供広場付近では66デシベルとなり、予測結果と同等でしたが、評価指標値を1デシベル上回りました。しかしながら、工事用車両台数の実績は、評価書作成時点における想定台数を下回ったこともあり、影響の低減が図られたものと考えられます。

続いて、振動については騒音と同じ調査地点で、建設機械の稼働と工事用車両の走行に伴う影響について調査しました。調査の結果は、建設機械及び工事用車両のいずれの調査結果につきましても、振動レベルの最大値は予測結果及び評価指標値を下回っておりました。

続いて、2枚目の裏面になります。

水質について説明いたします。

水質は、工事の施行に伴う公共用水域への影響及び地下水への影響を調査しました。公共用水域への影響は、図1の上段に示しておりますさくら草橋で調査しましたところ、本事業の工事開始前から環境基準を超過しておりましたBODを除く全ての項目について環境基準を超過することはありませんでした。また、排水処理プラントの排水口における調査結果は、排水基準を超過することなく、地下水質の調査結果についても環境基準を超過することはありませんでした。

さらに、環境保全措置の実施状況につきましては、工事期間中に設置した処理プラントにおきまして排水基準や自主規制値を下回る濃度まで処理しまして、公共用水域に放流した旨を確認しております。

続いて、水象につきましては、工事の施行に伴う地下水の水位を調査しました。図1の上段に示しております鉛直遮水壁外側の2地点における地下水水位が予測結果と同等または高かったことから、工事に伴う地下水の水位の低下は生じなかったものと考えられます。

また、ごみピット周辺に設置した山留壁の先端は、難透水層である第3粘土層より深い深度まで到達しているため、工事に伴う地下水の水位の影響は低減されたものと考えられます。

土壌につきましては、旧埋立処分場の適正閉鎖工事において鉛直遮水壁を環境保全措置として計画どおり設置したことを確認しました。

また、旧埋立処分場の掘削土壌は場外へ搬出することなく、廃棄物層を含むおそれのある土壌を掘削する際には、即日埋め戻す等により環境保全措置を実施したことから影響は低減されたものと考えられます。

続いて、地象につきましては、工事による土地の安定性の変化と地形・地質の改変について環境保全措置の実施状況を調査しました。

調査の結果、掘削箇所では評価書に記載した工事計画のとおり、山留め設計施工指針等を満たす構造の山留壁を設置し、擁壁及び盛土面については建築基準法等の関係法令に準拠して施工しましたことから、土地の安定性は確保されたものと考えております。

また、地形・地質の改変につきましては、本事業実施区域は旧し尿処理施設及び旧埋立処分場の跡地を利用したことにより、改変量を最小限とした事業計画であると考えております。

続いて、動物につきましては、工事の施行に伴う猛禽類への影響について調査しました。調査対象とした猛禽類のうち、オオタカ、ミサゴ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、ハヤブサについては繁殖を示唆する行動は見られず、これらの種が確認された区域は本事業の実施により直接改変することはなかったため、生息環境は保全されたものと考えております。

チョウゲンボウにつきましては、繁殖を示唆する行動が見られましたが、本種が数多く確認された荒川左岸の河川区域内は本事業により直接改変することはないため、生息環境は保全されているものと考えられます。

続いて、植物につきましては、事業計画地内の生育していた希少種であるアマナ及びミゾコウジュを桜環境センター内のビオトープへ移植保全しました。アマナ及びミゾコウジュにつきましては、平成23年6月に隣接するさいたま市クリーンセンター西堀敷地内等に仮移植し、その後毎年それらの開花時期である3月及び5月に生育状況を確認してきました。これらの2種は、昨年3月にビオトープ内に本移植を実施しております。

評価書によって移植対象種としてきましたゴマギにつきましては、工事着手前に行った事業調査時に既に本種の生育が確認されませんでした。

なお、現在のビオトープの状況を最後のページ、3枚目になります、こちらで写真で示しております。

右側の6枚が先月実施しました供用時の事後調査時の状況になります。

戻りまして、2枚目裏面の右側、自然とのふれあいの場についてですけれども、工事に伴う生活環境への影響を低減する環境保全措置の調査を行いました。

調査の結果、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、騒音等を対象とした環境保全措置は全て実施していることを確認し、先にご説明させていただきましたとおり二酸化窒素、騒音等の調査結果は予測結果及び評価指標値を下回っております。

工事用車両の影響についても、工事用車両の走行ルート上の3交差点において、ピーク時及

び24時間交通量とも予測結果を下回り、交差点流入交通量に占める工事用車両の影響割合につきましても、予測結果を下回っておりました。

廃棄物等につきましては、既存建築物等の解体工事と新クリーンセンター建設工事に伴う廃棄物について、環境保全措置の実施状況や発生量等の調査を行いました。

解体工事に伴う廃棄物の発生量の実績は予測結果を下回り、再資源化率につきましては廃プラスチック類を除く全ての廃棄物で予測結果を上回りました。

解体撤去時に発生するダイオキシン類を含む汚泥及び廃石綿等につきましては、評価書に記載した予測結果どおり、それぞれ特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物として適正に処理しておりますことから、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと考えます。

建設工事に伴う廃棄物の発生量については予測結果を大きく上回りましたが、全工事期間において現場内での分別保管を実施し、売却した鉄くずを除いた建設廃棄物については全量を委託処理しました。

また、掘削残土につきましては、新クリーンセンター建設工事において掘削土を場外搬出する必要が生じましたが、搬出に当たっては関係法令等に基づき必要な手続と分析を行いまして、適正に処理しました。

コミュニティ施設への影響につきましては、先にご説明させていただいたとおり、敷地境界における騒音や振動の調査結果が予測結果を下回っていることから、工事の施行に伴うコミュニティ施設に影響を及ぼさなかったものと考えます。

最後に、工事用車両の走行に伴う地域交通への影響については、図1の下段に示します交差点3カ所において調査を行いました。

各交差点における流入交通量の合計は、ピーク時及び24時間とも予測結果を下回っており、交差点流入交通量に占める工事用車両の影響についても予測結果を下回りました。

また、本工事にあわせて櫃沼子供広場付近交差点における事業実施区域方面への右折レーンの設置や工事用車両台数の低減、工事用車両の集中回避等といった環境保全措置を全て実施しましたことから、工事用車両の走行に伴う影響は低減されたものと考えます。

第6章 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の措置等につきましては、今回対象となった調査項目の全てにおいて周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えられることから、今後も引き続き環境保全措置及び事後調査を実施していくこととしております。

事後調査の結果については、以上のとおり報告いたします。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。

今回の審議案件に関しては、工事中の事後調査書ということでもあって、委員会は開催していません。特に問題がなければ、本日の審議のみで審議会としての答申をまとめたいと思っております。

それでは、今お話のありましたところも含め、どの部分からでも結構ですけれども、お気づきになった点に関してご意見、ご質問いただきたいと思います。

それでは、まず私から、水質のことにに関して、河川水質の調査のところで既にBODが基準を超過していたというご指摘がありました。基準を超過していてもBOD値に関する超過分というのはどのくらいの比率だったのでしょうか。特に増えたということはないと思ってよろしいでしょうか。

○羽田主査 BODの環境基準を超過していることについてでございますが、さいたま市の環境対策課で行っています河川調査結果によりますと、さくら草橋の地点における同じ時期に行われた平成25年3月のBODは9.2mg/lとなっております。平成24年度の75%の値は3.5mg/lでございます。3月及び年間の75%値のいずれの値につきましても、さくら草橋より上流側の地点の値のほうがこの数値よりも高かったことから、工事の影響はほとんどなかったものと考えております。

○永澤会長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見、ご質問ございますか。

○大塚委員 今に関連することなのですが、サンプルを取ったときに川の流れはどうなっていたのでしょうか。普通の川は上流から下流に流れるのですが、鴨川のこのあたりは潮の満ち引きの影響を受け、1日に2回逆流します。ですから、そのサンプルを取ったときには、この対象事業の影響がわかるような形になっていたか、つまり上流から下流に流れていたのかどうかお聞きします。

○沼田主任 流下方向については、サンプリングをする前に浮遊物を観察、目視しまして、下流方向に流れているときにサンプリングをしております。

○永澤会長 ほかにございますか。

○四ノ宮委員 水質の調査に関してなんですけれども、公共用水域の調査項目の生活環境の中で水生生物の保全にかかわるような項目は特に分析はされなかったのでしょうか。恐らく、全亜鉛とかノニルフェノールも規定に入っていたと思うのですが。

○沼田主任 調査項目につきましては、環境影響評価書の水質の現況調査と、予測の対象となった項目がそのまま事後調査の計画になっていまして、基本的に事後調査というのは評価書に書いてある項目について実施をしております。

○武井参事兼課長 環境影響評価の水質の項目につきましては、基本的には環境基準や排出基準が設定されている項目で設定しております。ノニルフェノールとか環境ホルモンについては通常は設定しないのですが、今後ご意見としていただいきたいと思っております。

○四ノ宮委員 ありがとうございます。

○永澤会長 ほかに。

○大塚委員 大気についてちょっとお聞きしたいのですけれども、その前に確認したいことがあります、工事の時間帯というのは何時から何時ぐらいまでなのでしょう。

○沼田主任 8時半から5時までの時間帯でございます。

○大塚委員 それに関連して、ちょっと細かいことをお聞きするのですが、調査書の276ページから277ページ、これに窒素酸化物と風向風速のデータが載っていますけれども、この一番左に時間が書いてあります。1時、2時、3時と書いてありますけれども、この1時というのはいつのデータなのでしょう。つまり、1時と書いてあるのは零時から1時までなのか、零時半から1時半までなのか、1時から2時までなのかということです。

あと、風向風速のデータについてもお聞きしたいのですけれども。

大気汚染物質の測定の場合、そういう表記の仕方がたしか全国的に統一されていなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

○沼田主任 大気汚染物質というのは零時スタートから24時間ずっとやっていますので、1時という表記をしてありますけれども、零時から1時までの1時間の値となります。

○大塚委員 風向風速も。

○沼田主任 同じでございます。

○大塚委員 風向風速というのは1時間の平均値ですか。窒素酸化物の場合は1時間の平均値ですよね。風向風速も1時間の平均値でよろしいですか。

○沼田主任 10分間平均値です。

○大塚委員 はい、わかりました。

27ページに二酸化窒素の調査地点が書いてあり、この図の中の黒丸のところが調査地点ですけれども、それを太枠で囲った事業実施区域の南側の東寄りに設定されたわけですね。それで、今回の風向風速を見ますと、大ざっぱなものが29ページに載っています。細かいことは277ペ

一ジあたりに載っていますけれども、ほとんど南風なんですね。それで、調査場所が南端に設置されていますから、工事の影響を見るのには適当ではなかったかなということですね。

ですから、工事の影響で二酸化窒素の濃度が上がったとか上がらないとか、そういったことを判定することは今回の調査からは言えないのではないかと思います。

それから、ほとんど南寄りですけども、ちょっと北寄りの風が吹いたときがありますけれども、北東や北北東の風が吹いた場合は、調査地点が南東のほうに設置されていますから、やはりこれは工事の影響をほとんど受けないですよ。ですから、今回のこの結果から工事の影響がなかったという結論を出すのはちょっと無理ではないかというふうに思いました。

新都心の病院のアセスメントのときも問題になりましたけれども、やはり調査地点は複数設定しないとまずいのではないかというふうに思いました。

○武井参事兼課長 ご指摘のとおりでございます。環境影響評価につきましては、調査の段階で年間の主風向を取って、風下が一番高くなりますので、そこでこの南側の地点を選定したということです。ただ、実際には事後調査をするときの主風向というのがそれに一致しない場合がございますので、これは現在の一般的な環境影響評価の問題点ではあると考えております。新都心のときも委員からご指摘がございまして、複数地点を選定するという方向で今後考えております。もしくは、事後調査時点の主風向を踏まえて事後調査計画を立てるとかですね、そういった方向で考えていきたいと思っております。

今回は、ご指摘のとおりでございますが、事後調査書によりますと風の向きは南向きであります。微風ということで、ある程度は工事の影響も把握できたのではないかという結果になっております。

以上です。

○永澤会長 今のお話だと、例えば北北西の風ときは工事現場から風が来る。そうすると、276ページの5日目、5月27日の工事中の10時というのは北北西の風が吹いていまして、NOが0.013でNO_xが0.035となっています。前の日に0.088と0.102という相当大的い数字を記録していますが、このときは風が南南西であり、南側から吹いています。ということは、この大きい数字は外側の影響を読み込んでいるということになるわけです。ですから、詳細に分析すると工事現場側から風が吹いてきたときと、そうでないときを比べてどっちがNO_xが多いかということがわかるわけですね。南側に道路がありますので、多分その影響が相当組み込まれている。全体として、その場所の数値が基準を超えないということは、逆にいうと工事現場のほうからのNO_xはそんなに多くない。むしろ、外側から、北東とか南西からきたときのほ

うが数値が高くなっているという傾向が全体として読めるのではないかと思います。

ですから、確かにおっしゃるとおりに幾つかの地点で測定するというのは非常に大事なことだとは思いますが、現在のこのデータをうまく分析すると、そういうことがわかるのではないかと思います。

○大塚委員 北西から風が吹いてきた場合は、バックグラウンドのレベルでも相当低いでしょうね。南のほうから吹いた場合は道路の影響等があつて、バックグラウンドの濃度が高くなる。それに対して、北西のほうから吹いた場合は汚染源が近くないので、バックグラウンドの濃度が低いということで、今回こういう結果になったのだらうと思います。

ですから、風上、風下に両方設定してあれば、どのくらい上乗せされたかというのが明確にわかるわけです。

○永澤会長 そうすると、基本的に3点必要ということになるのですかね。

○大塚委員 最低2点でしょうね。

○永澤会長 2点だと、その2点を結ぶ線と直角方向から風が吹いたときは影響受けられなくなるので、3点必要だと思います。

○大塚委員 3点、そうですね。

○永澤会長 わかりました。

ほかにございますか。

○大塚委員 あと、もう一つあるのですけれども、36ページです。⑥予測・評価結果との比較及びその考察なのですけれども、この下の表の上にある表ですね、表4. 1. 9、評価指標値として、二酸化窒素0.04ppmとなっていますけれども、この0.04ppmというのはどこからきているのでしょうか。

○武井参事兼課長 二酸化窒素の環境基準でございしますが、0.04から0.06のゾーン内となっております。0.06を超える地域にあっては、0.06が達成されるように7年間をめどに達成するものとして、0.04から0.06の間にあるものについては現状程度の水準を維持し、大きく超えることのないように努めるとなっております。この0.04がゾーン内の下限の数値でございします。

○大塚委員 普通は、0.06ppmを指標値に使うのかなと思っていたのですけれども、これはさいたま市が独自に普通よりも厳しい基準を設定しているということなののでしょうか。

○武井参事兼課長 そういうことではございません。環境基準の下限値を評価の指標値として事業者側で採用した数値です。

○大塚委員 事業者側で自主的に厳しい基準を設けたということですか。

○武井参事兼課長 はい。

○大塚委員 はい、わかりました。

○窪田委員 植物のことについて、1つは非常に細かいことなのですが、厚い報告書の208ページの写真のキャプションが違っているなと思ったのですが、これはどうですか。真ん中の写真4. 9. 9の上が直植えとなっていますが、手のひらの上に種子が乗っているでしょう。種子というキャプションが下の4. 9. 10のほうに書いてありますね、これはどの記載が正しいのか、ちょっと確認してください。手のひらに乗っているのは種子ですよ。

○関根主査 208ページの写真4. 9. 9.

○窪田委員 はい、その左側。

○関根主査 左側。

○窪田委員 これは直植えをしているわけじゃないですよ。単純なミスだと思いますけれども、ただほかの日付とか、写真そのものが逆なのか、説明が逆なのか。説明の種子が上なんですよ。4. 9. 9の説明は種子と播種直後の状況と書いてあるのがね、わかりますか。

○小山技師 207ページの写真は、すみません、平成27年3月の間違いです。

○窪田委員 今質問したのは208ページ。

○永澤会長 今のご質問は208ページの写真4. 9. 9のミゾコウジュですか。

○窪田委員 これ説明が逆なのか、写真が逆なのかを確認しています。

○小山技師 ご指摘のとおり写真4. 9. 9のほうは種子の写真になっておりまして、写真4. 9. 10のほうプランターに植えている写真です。

○窪田委員 直植えというのは、どうなっていますか。普通は地面に直接植えたというのが。

○永澤会長 左側は手の上に置いた、直植えした状況ではないのは確かです。

○窪田委員 この3枚、よく確認してください。それは、ご確認いただくとして。

○永澤会長 直植えと種子の表記が逆じゃないかと。

○窪田委員 よろしいですか。

もう一つはですね、資料3の一番最後のところにビオトープの写真がありますが、前の資料に載っているから省いたのかもしれないのですが、ビオトープがこの場所にあるという理由がよくわからない。

それと、もう一つは、ビオトープというのは、いつの時点で想定の状態になることを言っているのでしょうか。ここで説明しているのは、ビオトープつくりました、つくりますと言っているだけで、そのビオトープの中身がどういう遷移を経て、どういう段階に到達することを想

定しているか、よくわからない。保護すべき植物を移植するのはわかるのですが、それだけでは普通ビオトープとは言わないなど。何を考えているのか、図面が全然ないのでよくわからない。既に過去に審査された事前の状態の図面が出ているのかもしれませんが、ちょっと何か初めて見るとよくわからないのです。

もう一つ言いますと、ビオトープは、いつまで持続するのかというのが問題なのですよね。今日の議題と離れてしまうのですが。

○関根主査 まず、ビオトープの図面は、362ページに載せてあります。ビオトープについてですが、新クリーンセンター整備事業の環境啓発、市民の方に参加していただきながら、ビオトープを維持していくという原案が事業者から出され、維持管理期間を15年間にわたってずっと維持していくことを明記されております。その中で、アマナやミゾコウジュを移植する場所として、そういうビオトープがあるのであれば、そういう場所が望ましいのではないかということで今回やっております。

○窪田委員 わかりました。

○永澤会長 ほかにございますか。

○武井参事兼課長 今回のビオトープの設置というのは、直接ミティゲーション、代償措置のために設置したということではなくて、ビオトープがございまして、そこでミゾコウジュとアマナの代償措置の場として選定したといういきさつがございまして。

○窪田委員 前からあったのですか。

○武井参事兼課長 ビオトープは今回の工事で設置しました。

○窪田委員 ミティゲーション措置ではないけれどもものというのは、それを設置した理由や根拠は何ですか。

○武井参事兼課長 設置した理由というのは、ミティゲーションをするということではなくて、事業計画としてということです。

焼却施設だけを設置するというのは以前のやり方ですが、今回の計画では、温浴施設、レストラン、自然との触れ合える環境も一体で整備しています。

○窪田委員 敷地の中にあるということですか。

○武井参事兼課長 そうです。

○窪田委員 わかりました。

○武井参事兼課長 それから、先ほどの0.04を評価指標値としたということについて、追加で説明申し上げますと、調査時点で0.04を下回っていれば、この評価書では評価指標値として

0.04としております。0.04と0.06のゾーン内、もしくは0.06を超えているような場合、交差点等ですが、そこについては0.06を指標値としている。そういう指標値の考え方でございます。

○永澤会長 ほかにございますか。

ほかの項目に関してはいかがでしょうか、何かご意見、ご質問ございますか。

○木幡委員 今回の審議とちょっと離れるかもしれないのですが、せっかく資料いただいたのでお聞きします。

この本編の118ページに、一番最初に委員長からご指摘があったBODの話が出ていたので気になったのですが、河川水のBODがすごく変動がある中で、この調査のときには5ぐらいだったものが処理水で10幾つかになっているということがありますよね。排水基準が民間で150とか120なので下回っているから全然問題はないようなものなのですが、実際には現在、下水道も非常に厳しく考えていますよね。今後、本格的な運用が始まったときに、どのくらいを目途とされているのか、もしできたら教えてください。

○武井参事兼課長 工事期間中は、工事に伴う排水が排出されておりましたので、工事の排水に対しての影響を評価したわけですが、供用開始後につきましては排水は下水放流になりますので、環境影響評価とは切り離されることになります。

○木幡委員 独自の処理水が公共用水には出ないということですか。

○武井参事兼課長 そうです、はい。

○永澤会長 ほかの項目、例えば騒音、振動等に関しては何かございますか。

よろしいでしょうか。

○大塚委員 はい、1つだけ、細かいことですがけれども、237ページに廃棄物の話が載っていて、右側の3行目に再資源化率が書いてありますけれども、再資源化率については廃プラスチック類を除く全ての廃棄物で事後調査結果は予測結果を下回ったとありますけれども、これは誤植ですか。表を読むと逆のような気がするのですけれども。

○沼田主任 申しわけございません。再資源化率については予測結果を下回ったというのは誤植でございます。申しわけございません。

○永澤会長 この237ページの上から5行目のところですね。

○大塚委員 同じようなのがほかにもありますけれども、前のページにもあるので、そこは確認していただければと思います。

○永澤会長 135ページの表の4.11.4によると、もともと再資源化率が物によって77から98を予測しているところが100となっています。ただ、52.5%という廃プラスチックだけは下が

っているわけです。ですから、237ページの廃プラスチック類を除く全ての廃棄物で事後調査結果は予測結果を上回ったと書くべきであったということです。

ほかはございますか。

○渡辺（愛）委員 動物の猛禽類の調査等で、平成24年度のデータが載っていますが、それ以前、工事着手前のデータというのは、どこかで確認できるのでしょうか。

基本的に、ここに載っているデータというのは着工後のデータですね。それ以前の生息状況と比較するのは、これだけだとちょっと資料が足りないと思うのですが、事前の準備書とか評価書とかでは確認できるのでしょうか。

○沼田主任 今回の報告書は事後調査書ですので、基本的に工事中の調査状況について載せております。それより前の状態については環境影響評価書、その前の図書の中に入れてありますので、別冊になりますけれども、以前と事後を比較するというようなことはできます。

○渡辺（愛）委員 もし可能であれば、この事後評価のときにも、その前がどうだったかということを知りやすくするために、補足資料としてでもつけていただけるとよかったですかと感じてコメントさせていただきました。

○武井参事兼課長 環境影響評価書、こちらなのですが、今後は、評価書もあわせて机上に配付させていただきたいと思います。

○永澤会長 ほかがございますか。

よろしいでしょうか。

特に、そのほかにご質問、ご意見なければ、今のご意見、ご質問に対するものを持ちまして、この議事を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、議題（1）についての審議はこれまでといたします。

ここで、都市計画決定権者、事業者等の皆様はご退席いただきます。ありがとうございました。

（都市計画決定権者、事業者退席）

○永澤会長 それでは、ここで10分間休憩いたしたいと思います。

11時5分から次の審議を再開いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○永澤会長 それでは、時間になりましたので、審議を再開いたしたいと思いますが、新たに傍聴を希望される方が来られたということです。

○大谷課長補佐 事務局から報告しますが、議題（２）の審議で１名、傍聴者がございます。

○永澤会長 それでは、今傍聴される方にご注意申し上げます。

会議開催中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。傍聴の方はご意見を述べたりご質問をされることはできません。また、会議の録画、録音はご遠慮ください。写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可いたします。

以上の注意事項に反した場合は、退室していただくこともございますので、ご了承ください。

それでは、写真撮影のご希望はございますか、ございませんね。はい、ありがとうございます。

それでは、議題（２）の議事に入ります。

議題（２）さいたま市環境影響評価技術指針の改正についてでございます。これに関しまして、事務局からご説明いただきます。

○羽田主査 資料４のさいたま市環境影響評価技術指針の改正についてご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

技術指針改正案の資料につきましては、事前に委員の皆様へ送付させていただいておりますが、今回の改正は別表３の改正となります。別表３は、環境影響要因と環境影響評価の項目との関係を表で示したものです。環境影響評価技術指針、緑の冊子の１４ページからとなりますが、変更前の別表３では環境影響要因として工事と存在・供用に区別し、それぞれにおいて市街化区域でありますＡ地域、市街化調整区域でありますＢ地域、自然公園等のＣ地域といった用途地域等に応じて環境影響評価の項目との関係を示しておりました。

しかしながら、環境影響評価は個別の事業の特性や当該事業が実施される地域の特性を勘案した上で、環境影響評価の項目を選定するものであり、Ａ地域からＣ地域という地域によって一律に環境影響評価の項目を定めることは、その趣旨にそぐわないため、今回見直しを行うことといたしました。

改正案は資料４の１ページからとなりますが、対象事業の種類ごとに、その事業特性に着目して工事と存在・供用の環境影響要因を具体的に区分しております。例えば、１ページの（１）道路についての環境影響評価では、工事における環境影響要因を建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事とし、存在・供用における環境影響要因を道路等の存在、自動車の走行、休憩所の供用としております。

また、新たに示す環境影響要因と環境影響評価項目との関係につきましても、対象事業の種類ごとの環境影響要因の普遍的な特性とさいたま市の一般的な地域特性を勘案し、全体的に見直しを行っております。

なお、事業者は別表3を参考として、実施される個別の事業の特性や事業が実施される地域の特性に着目し、環境影響評価の項目を選定することとなります。

別表3の改正の概要についてご説明させていただきました。

○永澤会長 ただいまの事務局からのご説明に対して、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

これ緑の冊子のページだと、黒丸がその地域によって選定を必須とする項目、それから白丸が標準的に選定する項目となっていて、今度の黒丸が前の白丸に相当する部分で、今度の白丸が事業特性とか地域特性で分ける部分となっていますので、前の表がそのまま新しい表になったということではなく、むしろ事業の特性とか地域特性を勘案した部分という白丸をどういうふうに活用するかという話になってくるのだと思います。

何かご質問等ございますか。

○窪田委員 詳細に各表を見られたわけではないのですが、今、会長がおっしゃった事業特性、地域特性のような特性に関する何か別の資料ってどこにあるのですか。

○武井参事兼課長 事業特性と地域特性、地域特性につきましては社会的特性と自然的特性ということになっておりますが、これは環境影響評価計画書の中で事業者が調査によって把握するという形になっております。その段階で、事業者は特性を踏まえて、この表を参考にして、必要な項目を選ぶという手続となります。本市においては、今担当のほうからもご説明させていただきましたが、この対象事業の一般的な事業特性とか、さいたま市の一般的な地域特性を踏まえて、選定したというところでございます。

○窪田委員 大体わかった気がしますけれども、要するに一般化された事業特性とか地域特性の分類はしないということですね。

○武井参事兼課長 一般的な事業特性というのは、特に書面にはしておりませんが、事務局で十分に工事の内容とか、供用開始後の一般的な、あるいは普遍的な特性を考慮して、この表は作成しております。

○窪田委員 了解しました。

○永澤会長 例えば、資料4の1の道路の建設というところにあります上から3行目の白丸2つありますよね。これは、浮遊粒子状物質に関して事業特性と地域特性によって選定する項目

に今回なっているわけですが、もともとは緑の冊子の14ページですと、A、B、Cともになかった部分だと思います。

それから、存在・供用に関しては自動車が行ったときは、必ず実施するよにということになっていて、黒丸だったのですけれども、今度の新しいものと自動車の走行に関しては黒丸になっていて、これは標準的に実施するということになっているので、つまりこの部分を運用によってつけ加えるかどうかということを決めるという形になるのだと思います。ですから、この辺は事業ごとに全部変わってくるという形だと思います。

○木幡委員 以前までの資料にはあって、新しいのにはなくなったというのは、何かそれぞれに理由があるのでしょうか。全部網羅的に調べたわけではないのですが、1点気になったのは、土壌にかかわる有害項目が今までは結構いろんな事業について標準的に選定する項目になっているのが、新しい資料だと極めて限られているような気がしたのですけれども、それ以外にもあるかもしれませんが、そういった考え方の整理というのを教えてください。

○武井参事兼課長 土壌の有害項目につきましては、技術指針の評価方法としては、事業活動に伴って有害物質が発生して、例えば新クリーンセンターでいえば排ガスからダイオキシンが発生して、それが土壌に影響を及ぼすとかですね、そういうことを想定しております。

したがって、あくまでも事業特性として有害物質が発生することが前提となりますので、そういった観点から、この部分については精査をさせていただきました。

○木幡委員 それ以外には特にないですか。

○武井参事兼課長 はい。

あと、先ほど永澤会長からご指摘がございました上から3段目の浮遊粒子状物質（S P M）についてですが、工事中に白丸を加えさせていただいたところにつきましては、これまで委員会、審議会等で、浮遊粒子状物質もあわせて調査したほうがよいのではないかとのご意見をいただいておりますこともあって、追加させていただいたものです。工事中の影響というのは、一定の期間で終わりますので、窒素酸化物で大気汚染を代表するという考え方もあるのですが、ここはその事業特性、建設機械の多さとか、運搬車両の走行頻度とか、そういうことを踏まえて必要な場合はS P Mも窒素酸化物と一緒に選定するという考え方で白丸としております。

以上です。

○渡辺（季）委員 単純な質問なのですが、仮に新しいこの表で成立したとして、移行期間というか、今まで旧の表により行っていた事業についてどのようなお考えでいるのでしょ

うか。

○武井参事兼課長 前回、放射性物質を危険物に含めるというような、これは条例改正も含めた改正がございまして、条例につきましては10月1日施行としておりますので、基本的にはこの表も10月1日施行としたいと思っております。

ただ、条例のほうは附則で、10月1日以降、評価書が提出されるものを対象とすると定めておりますが、これは技術指針ですので、そこまで明確な附則というのはつけなくて、今後計画書が提出される事業につきましては、この方法でやっていただくという方向で考えております。

○渡辺(季)委員 そうしますと、もう事前審査調査等は終わっていて、事後調査が行われたという場合には新しいものではなく、旧の指針のほうで行っていくということですか。

○武井参事兼課長 はい、そうでございます。

○永澤会長 ほかにございますか。

○大塚委員 今回の環境影響要因と環境影響評価の項目との関係という話とちょっとずれるのですけれども、今の道路の浮遊粒子状物質のところではいいますと、建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行というところに白丸がついていますけれども、影響を評価する場合、建設機械の稼働の影響だけを考えると環境基準を満たす、あるいは資材運搬等の車両の走行の影響だけを考えると環境基準を満たすのだからいいんだという形で評価するケースが多いわけですが、そうではなくて両方の影響を合わせたものを求めて評価するようにしてほしいなと思います。要するに、影響は建設機械の稼働の影響と資材運搬等の車両の走行の影響と両方合わせた形で受けるわけです。どちらかの影響だけを選択して受けるというようなことはできないわけなので、合わせた影響を求めて、その上で評価をするようにしてもらいたいなというふうに思います。

今回の要因と項目との関係とはちょっとずれる話になりますけれども、ただ、影響評価の技術指針の中には、何かそういうことも盛り込んでほしいなというふうに思います。

○武井参事兼課長 私も複合影響というものを環境影響評価でもしっかりと評価できればということは考えてございまして、実は以前にもコンサルと複合影響評価ができないのかという話をしたことがあるのですが、現状の環境影響評価では工事と建設機械の影響を複合的に評価するということはやられていない現状があります。複数の対象事業については、複合影響という考え方もあるのですが、ご指摘はごもっともと考えておりますので、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○永澤会長 むしろ、例えば工事をしているときに総合的な影響しか出なくて、この個別の部

分に対してそれぞれ評価するほうが難しいのではないですかね。

○武井参事兼課長 例えば大気質についていえば、建設機械の稼働は事業地からコンター図をかけるわけですが、道路については通常コンター図というよりも距離減衰図、道路端からの減衰図を書いたりします。それを重ね合わせるということというのは技術的には可能だとは思っているのですが、コンサルによると、そういうモデルはないですというような話をされたことがありますので、今後考えていかななくてはならないと思っています。

あと、騒音につきましても、通常は暗騒音を重ね合わせたりということはしなくて、建設機械から出る騒音だけを評価するというようなやり方になっておりますので、これも今後の課題と考えております。

○永澤会長 つまり、別々に評価するとなると、別のところに測定器を2台置くとか3台置くとかということをして、こっちは建設機械の音だと、道路の出口は車両の音だという個別の分析をしないといけなくなって、かえってお金がかかるとか、大変だということになりかねないのではないかと思うのですけれども、どうでしょうかね。評価としては、外側が影響を受けるのは全体の評価なのだけれども、細かく評価するために、個別の影響まで細かく調べないといけないということは起きる可能性はありませんかね。

○大塚委員 2つの影響を合成するというのは、そう難しいことではないと思うのですけれどもね。濃度分布図みたいなのは、それぞれについて、建設機械の稼働についての濃度分布図が出る、資材運搬等の車両の走行による濃度分布図が出る、それをただ単に足し算すればいいので、簡単だとは思うのですけれどもね。

それから、騒音の場合は、これは別々に評価しても、浮遊粒子状物質や二酸化窒素よりは良いかもしれません。感覚量は足し算にはならないわけですよ。1足す1が2にならなくて、1足す1が1.いくつと、あまり直線的には増えないので。でもその場合もやったほうがいいでしょうね。

○永澤会長 ほかにはございますか。

○木幡委員 1点希望なのですけれども、公共水域への影響について水温があまり考慮されていないということです。環境基準にも水温がないため、あまりふだんやらないのですが、例えば生態系への影響とか考えるときに、水温って結構重要なファクターとなります。

また、下水の供用が始まれば、水温が変わるかもしれないとか、そういったことがあると思うので、もし可能ならば検討していただきたいと思いました。

○武井参事兼課長 はい、わかりました。

○渡辺（愛）委員 今回、A地域、B地域、C地域という単純な区割りはなくしたかわりに、その地域特性を勘案するということになっているのですけれども、具体的な勘案の要因を示すことというのはその都度可能でしょうか。

例えば、A地域に準ずる形のこういう項目で勘案するとかという、従来の区分けがある程度ベースとなって項目を挙げられる、地域特性を勘案する要因というのは挙げられるのでしょうか。

○武井参事兼課長 これはあくまでもスタンダードな表ですので、事業者が環境影響評価をやる前に、まずその事業の特性の把握、それから地域特性の把握をしますので、その個別の特性を勘案して評価項目を選定する。A地域であれば市街化区域ですから、そういう地域特性を把握した上で事業者が評価項目を選定するような形になります。

○永澤会長 今の渡辺先生のご質問は、例えば白丸のところにA地域だったらやりなさいと、C地域だったら要らないという注釈をつけることは可能かというご質問ですよね。

○渡辺（愛）委員 はい。

それで、追加で質問しようと思ったのは、例えば植物ですと、白丸がついているところが前の表ですとほとんどのところにつくのですけれども、今回の改正案になりますと、工事のときにしろ、存在・供用のときにしろ、すごく減ってしまうわけですよね。従来のC地域に準ずるような場所であったとすると、工事の車両が出入りしたり、存在・供用全般の全ての項目に影響がかかってくると思いますので、その場合は地域特性によって選定する項目の白丸というのをもっとたくさん増やさないといけないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○武井参事兼課長 動物についてはいろんな影響が考えられると思います。しかし、植物については基本的には植生がある土地が直接改変を受けるかどうか、それから道路建設であれば、道路端における排ガスの影響については考えなければならない。そういった観点から選定箇所を精査しております。

○永澤会長 渡辺先生、よろしいですか。

○武井参事兼課長 追加で申し上げますと、事業地で、例えば建設機械が動いたときに、動物については行動範囲がございまして、必ずしも事業地にいなくても、周辺にいても、特に鳥類などの場合は前回の委員会等でもご意見いただきましたが、行動範囲が広いので、影響を受ける可能性があるのですが、植物については基本的には動きませんので、改変を受ける土地に存在する植生について評価をするというのが基本的な考え方だと思っております。

○渡辺（愛）委員 わかりました。

直接的なということであれば、それではしょうがないと思うのですが、さっきほかの先生がおっしゃったように複合的な評価ということになりますと、例えばそれによって日当たりが変わるとか、大気、地質、水質が変わることによって間接的に影響が及ぶということは十分考えられると思いますので、ここに丸を入れないにしても、できるだけ複合的な評価ということを考えていっていただけるように心がけてほしいと思います。

○武井参事兼課長 日照の影響については、前回もご指摘をいただいておりますので、検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○永澤会長 ほかにございますか。

○渡辺（季）委員 以前の表、あるいは今回の新しい表で、項目に丸のついていないところというのが見受けられまして、例えばですけれども、真ん中より少し上のあたり、水質の底質、過マンガン酸カリウムによる酸素消費量というのがありまして、従来表の中でもこれは項目として入っていません。それから、強熱減量、こちらについては以前の表の中で、工場または事業所あるいは廃棄物処理施設、こういうところに丸がついていますが、今回の表には見当たらなかったのですが、このあたりをどのように考えればよろしいでしょうか。

○武井参事兼課長 この表は、あくまでも標準的な項目として定めているものでして、過マンガン酸カリウム消費量、例えばこれは排水が出ることによって底質の有機物がふえると、そういうことがあれば選定すべき項目だと考えております。丸がついていない箇所であっても、事業特性等を踏まえて事業者の判断で選定していただきたいと考えております。

○渡辺（季）委員 そうしますと、今おっしゃられた注釈というか、こういうものはどこかに入れておく必要があるのかなというふうに思います。

○武井参事兼課長 かしこまりました。そのようにさせていただきたいと思います。

○永澤会長 ほかの先生方はいかがですか。

今の白丸とか黒丸の項目というのは、余り頻繁に変えるのはよくないと思うのですが、見直しはどういうふうにして行うのですか。それは当面考えていないということですか。

○武井参事兼課長 今回、条例を施行してから13年ということで、これまでの表が、実際の環境影響評価手法と乖離している部分もありましたので、見直すことといたしました。そう頻繁に変えてはいけないものだと思っておりますので、十分に精査して作成しております。環境影響評価法も放射性物質の関係で改正になっておりますが、そういう特別なことがない限り、基本的には頻繁に変えるものではないと思っております。

○永澤会長 よろしいですか。

ご意見ございませんでしょうか。

では、大体ご意見出尽くしたと思いますので、この別表3に関しては一応ここでの審議はここまでということにいたします。先ほどの議事（1）も含めて、この議事（2）の項目に関しても皆様のご意見もとにしまして、ご欠席の委員の方もおられますので、ご意見をいただいて審議会としての答申をまとめたいと思います。欠席された先生方も含めて今回の議事録及び事務局で作成した答申案をお送りして、一度ご確認いただいて、最終判断はお任せいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、この議事（2）に関しても審議終了ということにいたします。

それでは、議事（3）ですが、その他ということになっております。その他として、事務局のほうから何かございますか。

○大谷課長補佐 今、永澤会長からも簡単にご説明していただいたのですが、本日の議事録につきましては市のホームページに掲載いたしますので、その前に委員の皆様にご電子メール等でお送りし、内容をご確認いただきたいと思っております。

また、答申につきましては、今回ご欠席された委員の方にもご意見をいただいた上で作成してまいります。その後、素案について皆様にご意見をいただきまして、永澤会長の最終判断をいただいて確定したいと思っております。よろしく願いいたします。

それと、2点目ですが、さいたま市新クリーンセンター整備事業に関する市長意見についてですが、審議会の答申をもとに書面で作成いたします。資料2で先ほど私が説明したとおりでございますが、市長意見の期限が4月26日となっております。市長意見書は都市計画決定権者に送付いたしますとともに、その内容につきましては委員の皆さんにも報告いたします。

最後に次回の予定等ですけれども、さいたま市立病院の建設事業の準備書が5月ごろに提出される予定となっております。準備書が提出され次第、委員の皆様にご旨を通知させていただくとともに、図書等を送付させていただきます。予定どおり手続が進めば、平成28年の7月ごろに委員会を行って、9月ごろに技術審議会を開催する予定となっております。

さらに、そのほかに4件程度、調査計画書等が提出される予定となっておりますので、大変皆様お忙しい時期だと存じますが、今後もよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○永澤会長 これまでのことについて、先生方から何かご質問等ございますか。

特になければ、これをもちまして議事を終了といたしたいと思います。傍聴者の方はご退席ください。

(傍聴者退室)

○永澤会長 それでは、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○武井参事兼課長 長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第22回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時44分閉会